

猪名川町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ~ 平成 31 年度



©猪名川町 2009

いなっ子きらきら

笑顔輝くまち

猪名川

平成 27 年 3 月

兵庫県 猪名川町

はじめに

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するための検討が行われました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。



新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

猪名川町は、平成 22 年 3 月に「いなっ子きらきらプラン 猪名川町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育てに関わるすべての人が、子育てを充実した時間として感じられる環境づくりに取り組んできました。しかし、猪名川町においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

これまでの成果や方針を継承しつつ、子育て支援新制度に対応した新たなステップとして「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」を基本理念に、「猪名川町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、この計画に盛り込まれた施策を具現化すべく、住民のみなさまのご協力を得ながら子育て支援を推進してまいります。

終わりに、調査にご協力をいただいた保護者のみなさまをはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「猪名川町子ども・子育て会議」委員のみなさま、関係機関の方々に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

猪名川町長 福田 長治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 人口や世帯、就労等の状況	3
2. 子育て支援事業等の状況	8
3. ニーズ調査からみた猪名川町の子育て家庭の状況	14
4. 次世代育成支援後期行動計画の評価と課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本的な視点	35
2. 基本理念	36
3. 基本目標	37
4. 重点的な取り組み	38
5. 施策の体系	41
第4章 施策の展開	42
1. 子育て支援体制の充実	42
2. きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援	51
3. 子どもたちを健やかに育む環境づくり	54
第5章 事業量の見込みと確保方策	59
1. 教育・保育の提供区域の設定	59
2. 児童人口推計	59
3. 新制度における事業の体系	60
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	61
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	63
第6章 計画の推進に向けて	76
1. 計画の推進体制	76
2. 計画の進捗管理	76
資料編	77
1. 用語解説	77
2. 猪名川町子ども・子育て会議条例	80
3. 猪名川町子ども・子育て会議委員名簿	82
4. 猪名川町子ども・子育て会議開催状況	83
5. パブリックコメント実施結果	83

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が取り組まれてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととしました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増加しており、保育所においては待機児童等が生じています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとしています。

猪名川町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「いなっ子きらきらプラン 猪名川町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきたところです。

この度、計画期間が終了することから、今後5年間の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、子ども・子育て支援法に基づく「猪名川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定し、各取り組みのさらなる充実を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

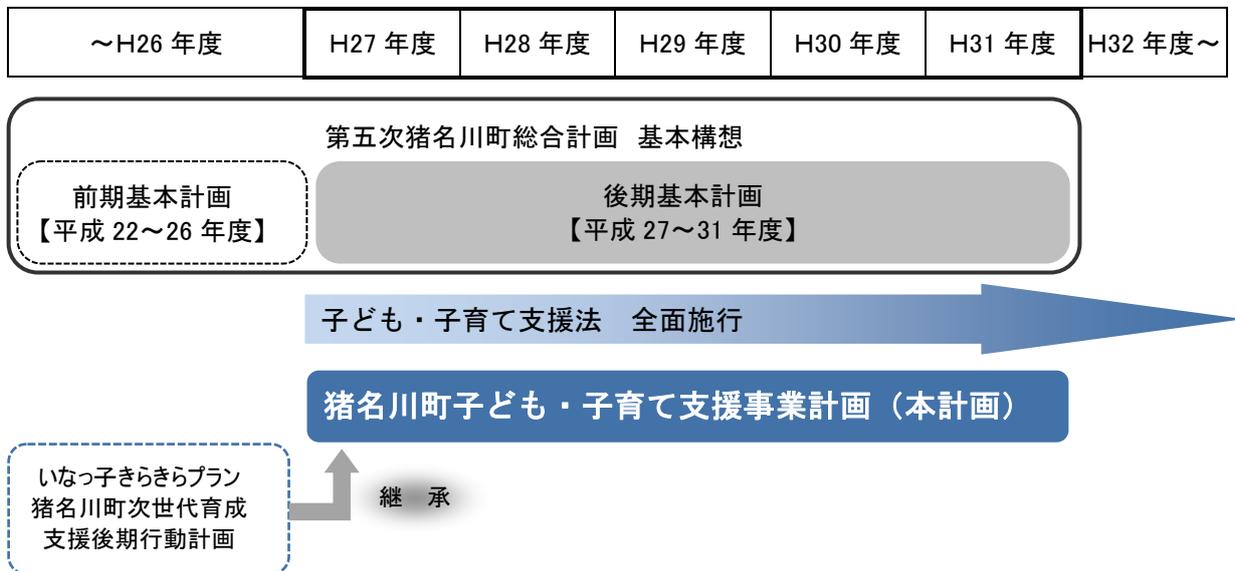
法が内容規定する「事業計画」に留まらず、「猪名川町第五次総合計画」の分野別計画、猪名川町の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を担い、「いなっ子きらきらプラン 猪名川町次世代育成支援後期行動計画」の内容を引き継いでいます。また、猪名川

町の保健・福祉・教育をはじめ、各分野の個別計画との整合を保ちつつ推進するものです。

家庭における子育てを中心に、学校・園、地域、団体、企業、行政等、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、町が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の5年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や、猪名川町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況、地域の保育ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。



4. 計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子ども（お腹の中~18 歳未満）と子育て家庭です。また、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。

第2章 子育てを取り巻く現状と課題

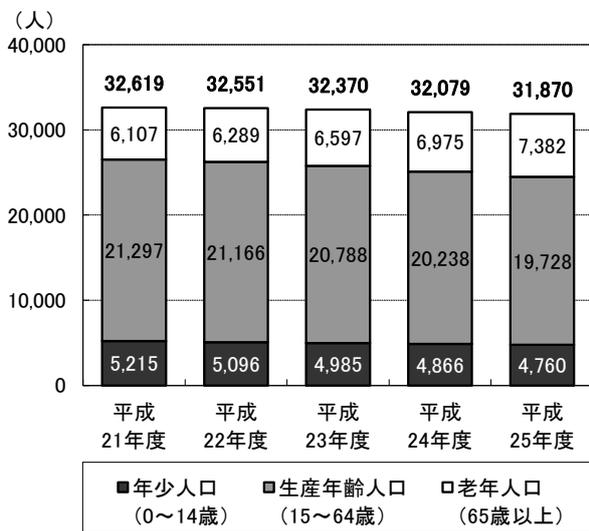
1. 人口や世帯、就労等の状況

(1) 人口の推移

猪名川町の総人口は平成21年度以降徐々に減少しており、平成25年度には31,870人となっている。

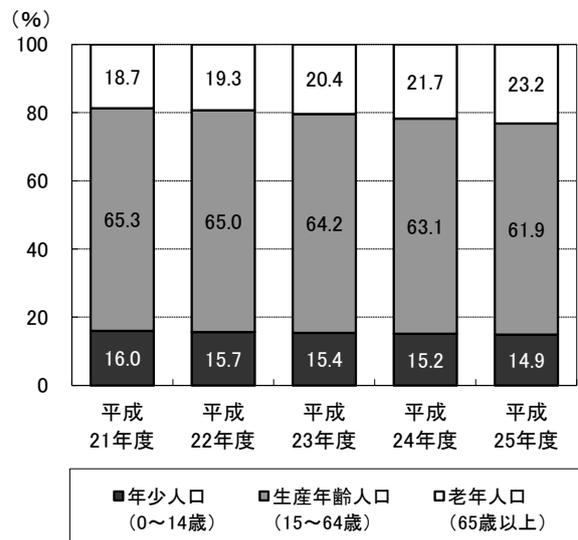
出生数は平成23年以降、200人を下回って推移しており、兵庫県や国より出生率や合計特殊出生率も下回っている。

■年齢3区分別人口の推移(猪名川町)



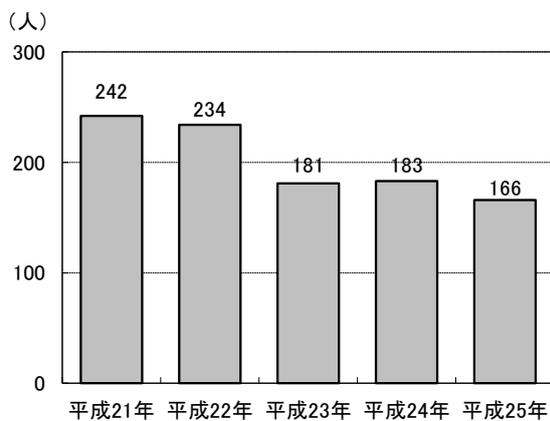
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

■年齢3区分別人口割合の推移(猪名川町)



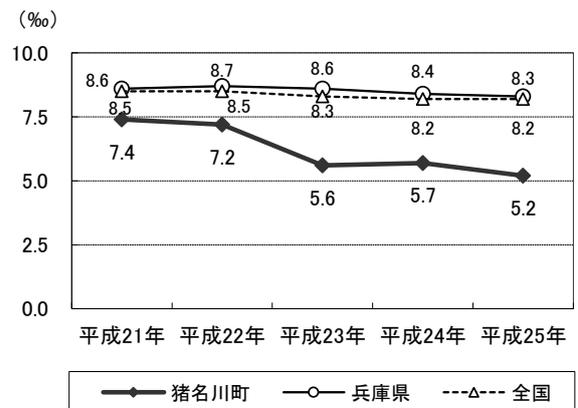
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

■出生数の推移(猪名川町)



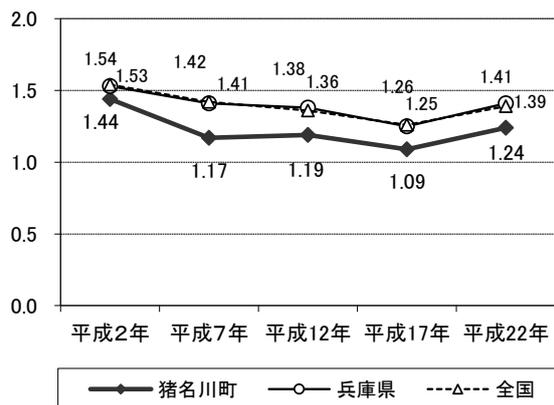
資料：保健統計年報（兵庫県）

■出生率(人口千対)の推移



資料：保健統計年報（兵庫県）

■合計特殊出生率の推移



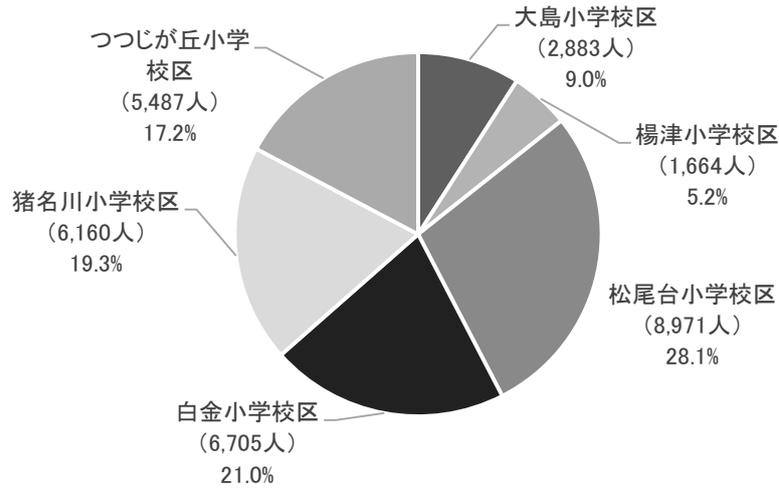
資料：保健統計年報（兵庫県）※合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの指標

(2) 小学校区別人口の状況

総人口に対する小学校区別人口割合は松尾台小学校区が3割、白金小学校区、猪名川小学校区がともに2割を占めている。

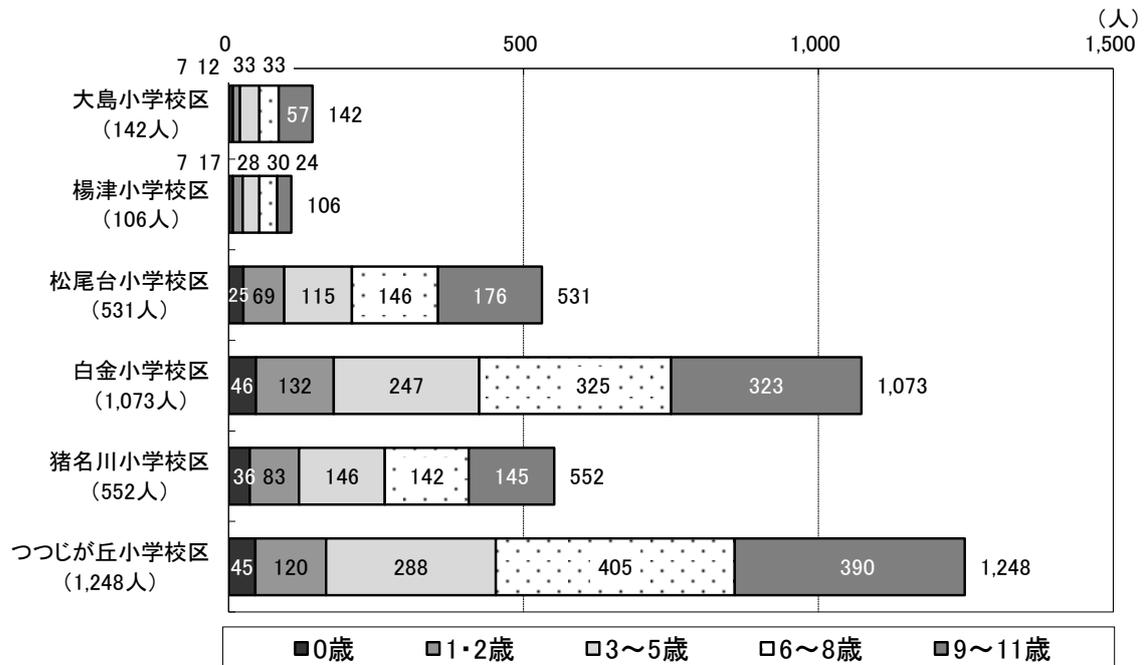
0～11歳までの幼児児童の人口はつつじが丘小学校区、白金小学校区で千人を超えている。

■小学校区別の人口割合（平成26年3月末現在 総人口 31,870人）



資料：猪名川町

■小学校区別 幼児児童人口（平成26年3月末現在）



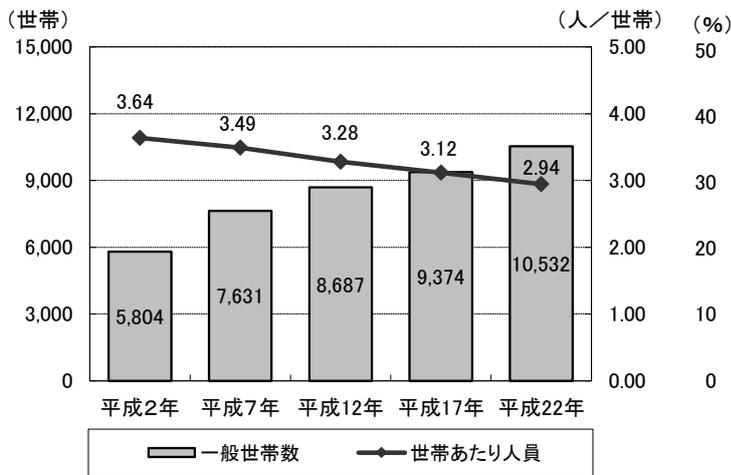
資料：猪名川町

(3) 世帯の状況

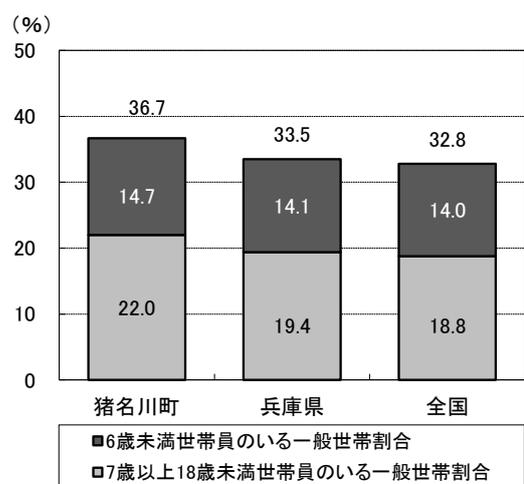
子どものいる核家族世帯の割合は、兵庫県や国より高くなっている。また、兵庫県や国と比較して単独世帯の割合は、低くなっている。

ひとり親世帯は母子世帯数が増加しており、平成22年には母子、父子あわせて100世帯を超えている。

■一般世帯数及び世帯あたり人員の推移(猪名川町) ■核家族世帯に占める子どものいる世帯割合

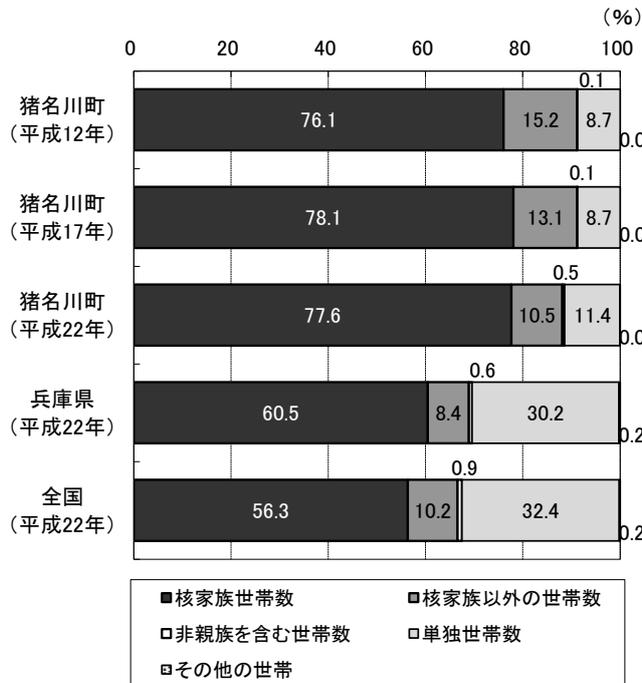


資料：国勢調査



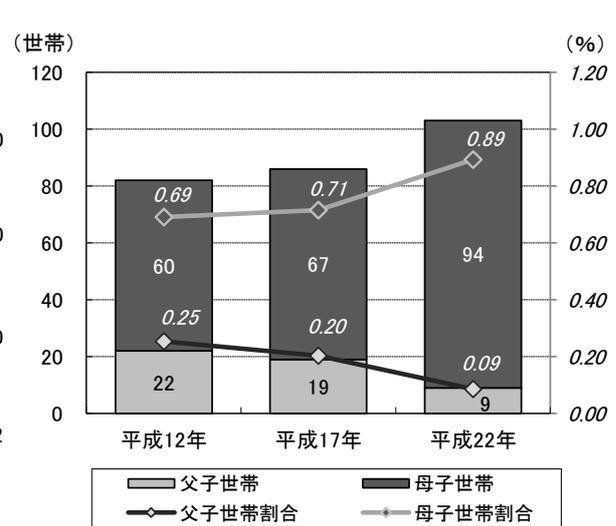
資料：国勢調査(平成22年)

■一般世帯における世帯類型別割合の推移



資料：国勢調査

■ひとり親家庭世帯数の推移(猪名川町)



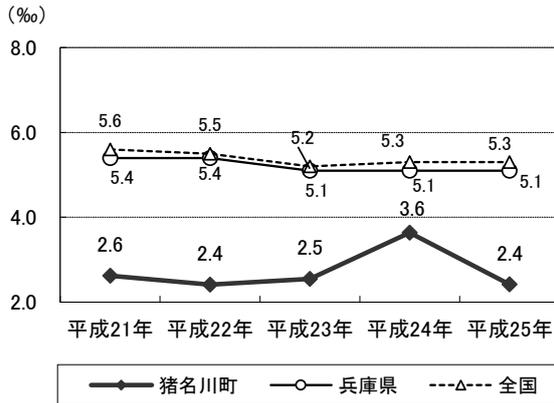
資料：国勢調査

(4) 婚姻・離婚の状況

婚姻率は全国、兵庫県より下回って推移しており、平成22年から平成24年にかけては増加したが、平成25年は再び減少に転じ2.4%となっている。

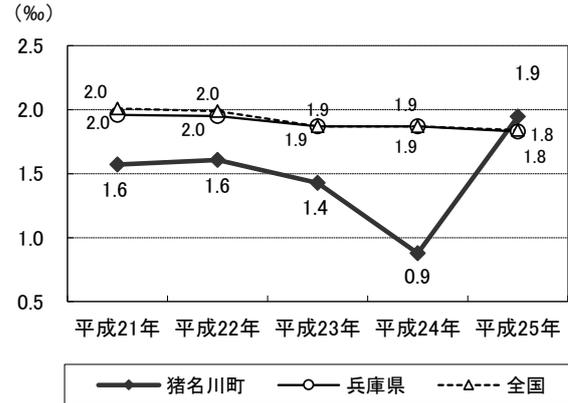
離婚率は全国、兵庫県より下回って推移しており、平成22年以降減少傾向にあったが、平成24年から平成25年にかけて増加し、平成25年は1.9%となっている。

■婚姻率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚率(人口千対)の推移



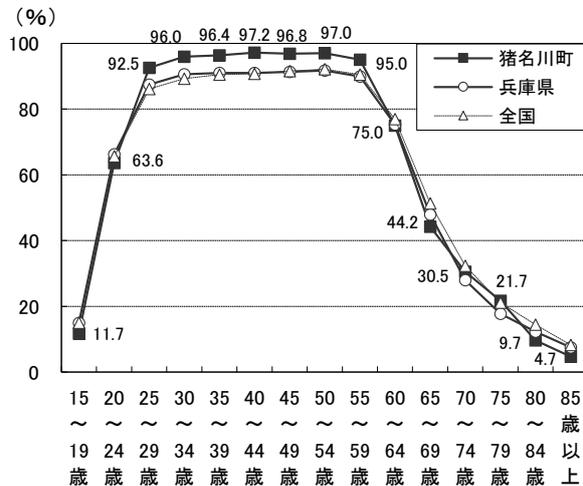
資料：人口動態統計、住民基本台帳

(5) 就労の状況

年齢階層別労働力率の状況をみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳代で割合が低くなり40歳代で再び割合が高くなるM字カーブを描いている。

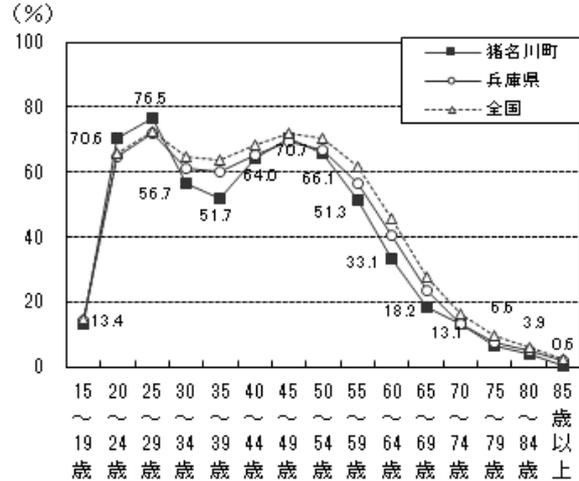
猪名川町の30歳代以降の女性の労働力率は、兵庫県、全国より下回っている。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査

■女性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査

2. 子育て支援事業等の状況

(1) 教育・保育施設の状況

YMCA松尾台幼稚園は平成23年度から、YMCAしろがね幼稚園は平成24年度から、0～2歳児を受け入れる保育園を開設し、幼保連携型認定こども園として運営している。在籍率は微増で平成25年度には83.2%となっている。

保育所は2か所で実施し、毎年度の入所人数は定員を超えている一方、公立幼稚園は4か所で実施し、在籍率は減少傾向にある。

町外の子どもが猪名川町の教育・保育施設に入所している割合は、保育所（認定こども園0～2歳児を含む）で9.7%、幼稚園（認定こども園3～5歳児を含む）で39.0%と利用が多い。

【保育所定員の弾力化について】

平成10年「保育所への入所の円滑化について」（厚生省児童家庭局保育課長通知）により、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半（10月以降）は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされています。

① 認定こども園（YMCA松尾台、YMCAしろがね）

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数 (うち0～2歳児保育 の実施園)	か所	2 (0)	2 (1)	2 (2)	2 (2)
	定員数	530	560	620	620
入園者数	人	401	454	508	516
	0歳	—	6	9	8
	1歳	—	18	28	25
	2歳	—	11	31	31
	3歳	118	132	143	137
	4歳	141	145	148	166
	5歳	142	142	149	149
在籍率	%	75.7	81.1	81.9	83.2

※平成22年度は幼稚園としての数値

資料：猪名川町

②保育所

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
実施か所数	か所	2	2	2	2	
定員数	人	180	180	180	180	
入園者数	人	208	202	203	195	
	0歳	人	3	6	8	3
	1歳	人	18	23	25	20
	2歳	人	45	30	30	33
	3歳	人	37	54	37	39
	4歳	人	48	42	59	41
5歳	人	57	47	44	59	
在籍率	%	115.6	112.2	112.8	108.3	

※猪名川保育園と星児園七夕の合計の数値

資料：猪名川町

③幼稚園(公立)

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
実施か所数	か所	4	4	4	4	
定員数	人	390	390	390	390	
入園者数	人	312	310	315	256	
	4歳	人	150	150	151	105
	5歳	人	162	160	164	151
在籍率	%	80.0	79.5	80.8	65.6	

資料：猪名川町

④保育所(認定こども園0～2歳児を含む)の町内外の入所状況 (平成 26 年1月現在)

保育所	入所児童数			町外の保育所に入所している児童
	全体数	町内	町外	
0歳児	32	26	6	1
1歳児	51	42	9	5
2歳児	72	61	11	2
3歳児	41	39	2	1
4歳児	43	43	-	-
5歳児	59	58	1	-
合計	298	269	29	9

資料：猪名川町

⑤幼稚園(認定こども園3～5歳児を含む)の町内外の入所状況 (平成 26 年3月現在)

幼稚園	入園児童数			町外の幼稚園に入所している児童
	全体数	町内	町外	
公立	310	310	0	0
私立	452	155	297	237
合計	762	465	297	237

資料：猪名川町

(2) 保育サービス等の状況

延長保育は、平成 22 年度に猪名川保育園と星児園七夕の実施だったが、平成 23 年度にはYMCA松尾台が、平成 24 年度にはYMCAしろがねも実施し、実施か所が4か所に増加している。

延長保育の延べ利用人数は、年度ごとにばらつきがあるが、平成 22 年度と平成 25 年度を比較すると横ばいである。

一時預かり保育は、延べ利用人数は年度ごとにばらつきがあるが、平成 22 年度と平成 25 年度を比較すると、延べ利用人数は減少している。

地域子育て支援拠点事業は、延べ利用者数は平成 22 年度以降、増加している。

放課後児童クラブは、7か所で実施しており、利用者数は増加している。

①特別保育・延長保育等の状況

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延長保育	か所	2	3	4	4
	延べ利用人数	12,600	10,831	13,019	12,652
一時預かり保育	か所	1	1	1	1
	延べ利用人数	4,675	4,396	5070	4,123

資料：猪名川町

②地域子育て支援拠点事業の状況

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
つどいの広場 (子育て支援センター)	延べ利用人数	2,049	2,117	2,815	3,068
	延べ利用人数	644	1,006	823	925
子育てサロン (YMCA しろがね)	登録者数			317	344
	延べ利用人数			2,676	3,256

資料：猪名川町

③放課後児童クラブ

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
放課後児童クラブ	か所	7	7	7	7
	1～3年生 人	169	169	197	209
	4～6年生 人	0	1	3	5
	(内)障がい児受入数 人	5	6	9	7

資料：猪名川町

(3) 母子保健事業・医療対策の状況

母子健康手帳交付数は平成 22 年度で 216 件ですが、平成 25 年度は 188 件と減少している。

健診については、各健診ともに受診率は 9 割前後で推移しており、健診結果で異常なしの割合は 3・4 か月、3 歳児健診で増加傾向にある。

平成 25 年度の乳幼児相談の参加実人数をみると、すくすく相談への参加が最も多くなっている。

①母子健康手帳

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
手帳交付数	件	216	195	180	188

資料：猪名川町

②各種健診

項目			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
3・4 か月児 健診	対象者数		人	247	183	182	170
	健診受診者数		人	236	181	167	165
	受診率		%	95.5	98.9	91.8	97.1
	受診 結果	異常あり	人	90	75	55	55
		異常なし	人	146	106	112	110
			%	61.9	58.6	67.1	66.7
9・10 か月児 健診	対象者数		人	250	207	186	202
	健診受診者数		人	237	200	172	180
	受診率		%	94.8	96.6	92.5	89.1
	受診 結果	異常あり	人	80	66	58	65
		異常なし	人	157	134	114	115
			%	66.2	67.0	66.3	63.9
1歳6 か月児 健診	対象者数		人	257	263	222	196
	健診受診者数		人	231	246	210	180
	受診率		%	89.9	93.5	94.6	91.8
	受診 結果	異常あり	人	0	1	1	3
		異常なし	人	231	245	209	177
			%	100.0	99.6	99.5	98.3
3歳児 健診	対象者数		人	347	268	278	274
	健診受診者数		人	324	240	274	251
	受診率		%	93.4	89.6	98.6	91.6
	受診 結果	異常あり	人	1	0	2	0
		異常なし	人	323	240	272	251
			%	99.7	100.0	99.3	100.0

資料：猪名川町 保健センター

③乳幼児相談(平成 25 年度)

項目		なかよし 教室	ことばの 教室	発達療 育相談	すくすく 相談	ぱくぱく 相談	育児 (栄養相 談含む)	その他	合計
開催回数	回	9	7	7	24	3	15	3	68
参加実組数	組	21	20	37	165	4	29	5	281

資料：猪名川町 保健センター

(4) 子育てに関する経済的支援の状況

児童扶養手当は平成 22 年 8 月からは父子家庭も支給対象となっているが、わずかに減少傾向にある。その他、母子家庭等を対象に母子家庭等医療費助成事業、母子家庭高等技能訓練促進費交付事業を実施している。

①ひとり親家庭等に対する支援

項目			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童扶養手 当	受給者数	人	183	180	180	178
	助成額	円	8,283,556	7,699,870	7,285,670	7,486,708
母子家庭高 等技能訓練 促進費交付 事業	申請件数	件		3	4	2
	交付金額	円		4,230,000	4,935,000	1,692,000

資料：猪名川町

(5) 要保護児童対策の状況

児童虐待に関する町への相談件数と児童虐待の疑い件数は、兵庫県内のこども家庭センターで受けた相談件数と同様に、毎年度ばらつきはあるものの増加している。

障がい者・児への支援では、児童デイサービス、日中一時支援事業では平成 22 年度と比較して平成 25 年度は増加している。

①要保護児童対策の状況(児童虐待)

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
虐待相談件数	件	56	97	65	152
虐待件数	件	9	15	13	21

※虐待件数には虐待の疑いを含む数値

資料：猪名川町

【参考：兵庫県内のこども家庭センターの相談件数】

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
虐待相談件数	件	2,298	2,272	2,418	2,343

資料：厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」

②障がい者・児への支援

項目			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者証 交付数	児童デイサービス(放課後等 デイサービス)	人	23	36	28	40
	短期入所	人	19	21	18	17
	居宅介護	人	17	15	12	6
生活支援 サービス	補装具 給付者数	人	33	8	31	17
	日常生活用 具給付者数	人	34	24	33	29
日中一時 支援事業	登録者数	人	30	38	39	35

資料：猪名川町

3. ニーズ調査からみた猪名川町の子育て家庭の状況

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料とするため「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域：猪名川町全域
- 調査対象者：①就学前児童調査 猪名川町内在住の「就学前児童」のいる世帯の保護者
②小学生児童調査 猪名川町内在住の「小学生」のいる世帯の保護者
③中学生・高校生調査 猪名川町内在住の「中学生」「高校生」本人
- 抽出方法：住民基本台帳より①就学前児童 900人、②小学生 900人、③中高生 200人
を無作為抽出
- 調査期間：平成25年12月9日（月）～平成26年1月10日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法、督促 1回

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	900	498	55.3%
②小学生児童	900	456	50.6%
③中学生・高校生	200	152	76.0%
合計	2,000	1,106	55.3%

(2) 調査の主な結果

【就学前児童・小学生児童調査】

●日頃、子どもをみてもらえる人や相談相手や場所の有無について

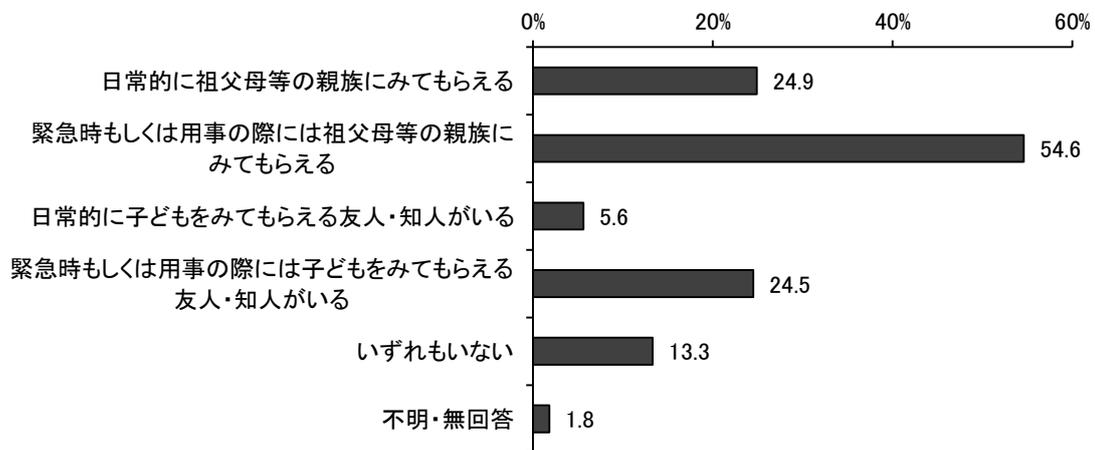
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる方が2割半ば、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる方が5割半ばいる。

子育てをする上での相談相手や相談場所がある方は9割を超えている。

気軽に相談できる相手は、配偶者・パートナーが9割近い。一方で、保育士、幼稚園の先生、学校の先生は、就学前児童より小学生児童で7.2ポイント低い。

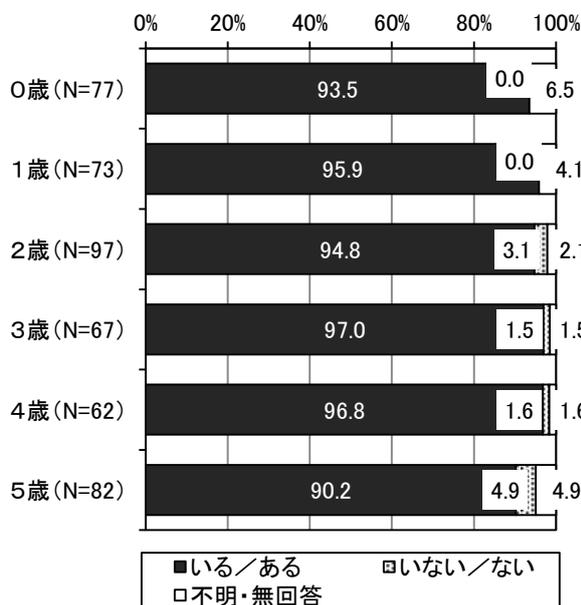
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童(N=498)

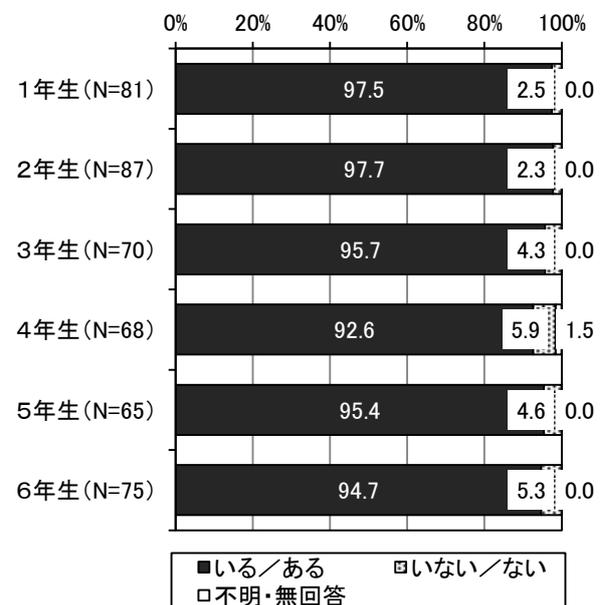


■子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

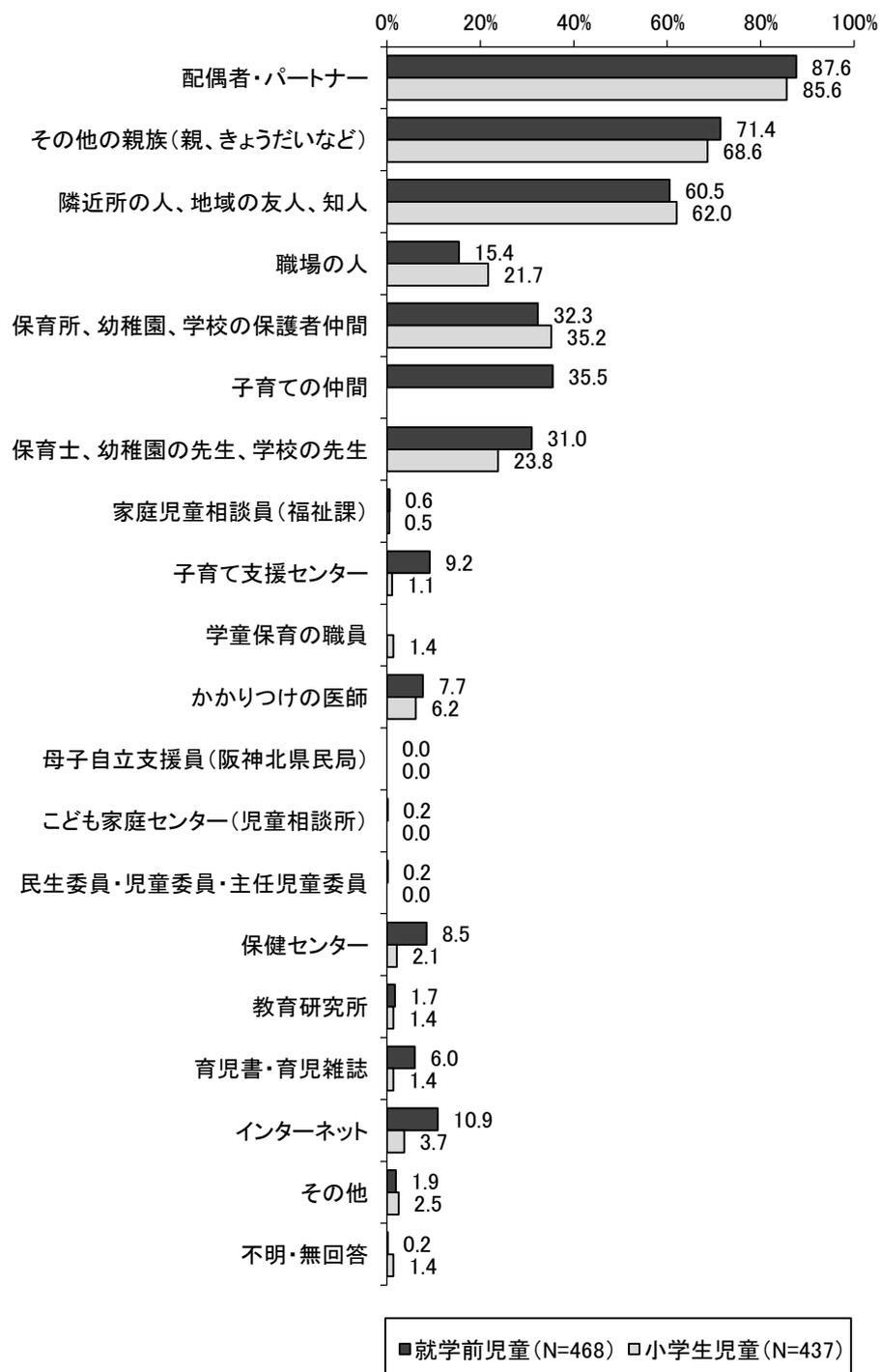
〈就学前児童・年齢別〉



〈小学生児童・年齢別〉



■子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる人(場所)



※子育てをする上での相談相手や相談できる場所が「ある」と回答した方のみの集計

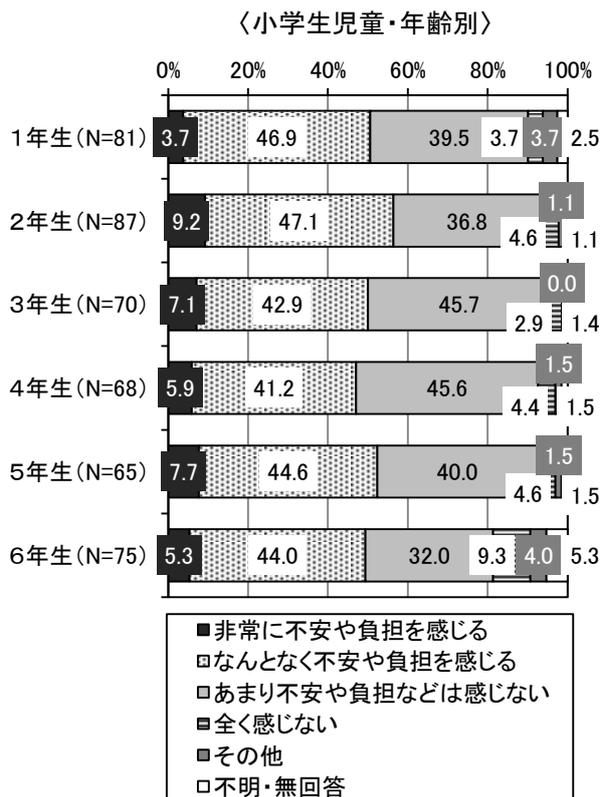
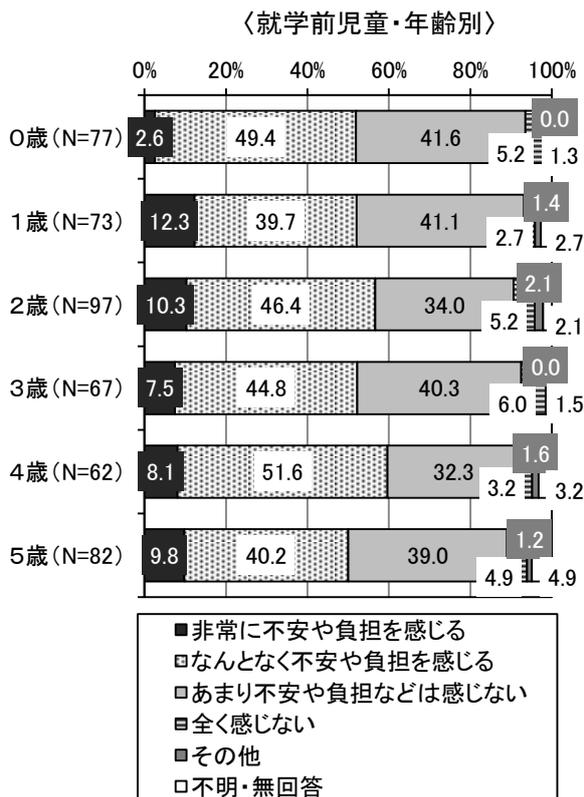
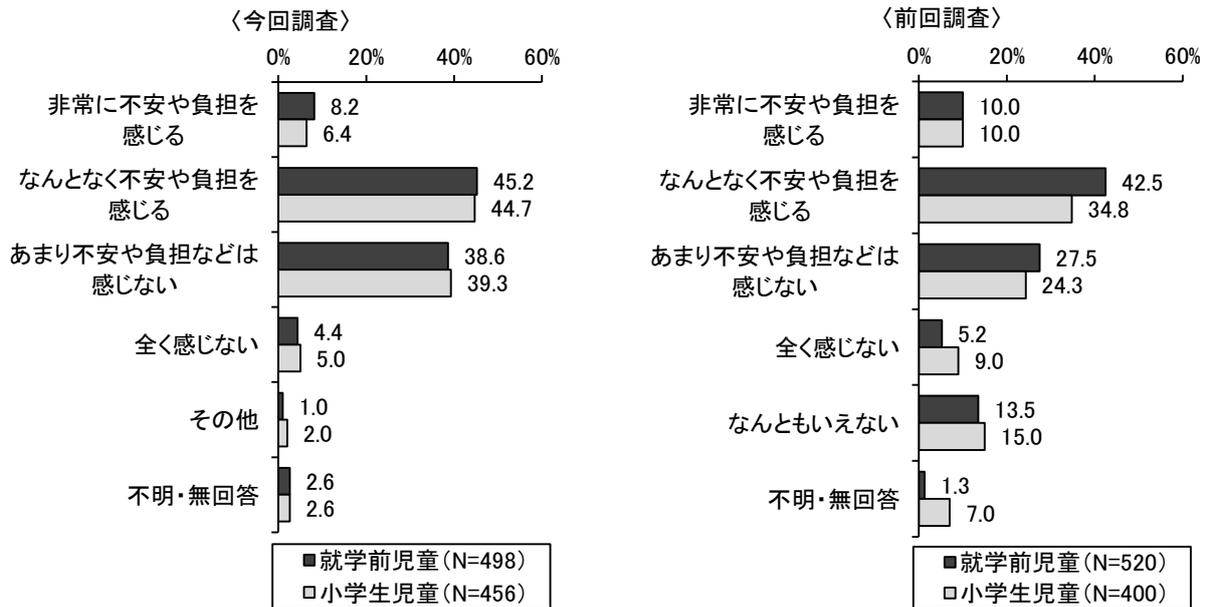
※就学前児童では「学童保育の職員」、小学生児童では「子育ての仲間」の選択肢を設けていない

●子育てに対する負担感や不安感、悩んでいることについて

子育てに負担や不安を感じている割合は就学前児童、小学生児童ともに5割以上であり、年齢別にみても全体と同様の傾向となっている。前回調査に比べ、小学生児童で負担や不安を感じている割合がやや増加している。

悩みや気になることとして、0～2歳では病気や発育・発達に関して、3歳以降はしつけや友だちづきあいに関することが上位である。また、就学前児童では仕事との両立に関する悩み等が上位であるが、就学前児童では子どもとの時間を十分とれないことが上位であり、子どもの成長とともにワーク・ライフ・バランスに関する悩みも変化している。

■子育てに対する負担感や不安感



■子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること(上位5位のみ抜粋)

〈就学前児童・年齢別〉

	1位	2位	3位	4位	5位
0歳 (N=77)	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもとの接し方に自信が持てないこと
	35.1%		31.2%		18.2%
1歳 (N=73)	子どもを叱りすぎているような気がする	病気や発育・発達に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	食事や栄養に関すること	子どもとの接し方に自信が持てないこと
	42.5%	37.0%	32.9%	31.5%	20.5%
2歳 (N=97)	病気や発育・発達に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	子どもを叱りすぎているような気がする	食事や栄養に関すること	子どもとの時間を十分にとれないこと
	35.1%	34.0%	33.0%	22.7%	19.6%
3歳 (N=67)	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもとの時間を十分にとれないこと	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること
	44.8%	28.4%	26.9%	20.9%	17.9%
4歳 (N=62)	子どもを叱りすぎているような気がする	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること
	45.2%	32.3%	27.4%	22.6%	19.4%
5歳 (N=82)	子どもを叱りすぎているような気がする	食事や栄養に関すること	病気や発育・発達に関すること	子どもとの時間を十分にとれないこと	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと
	36.6%	30.5%	29.3%	26.8%	

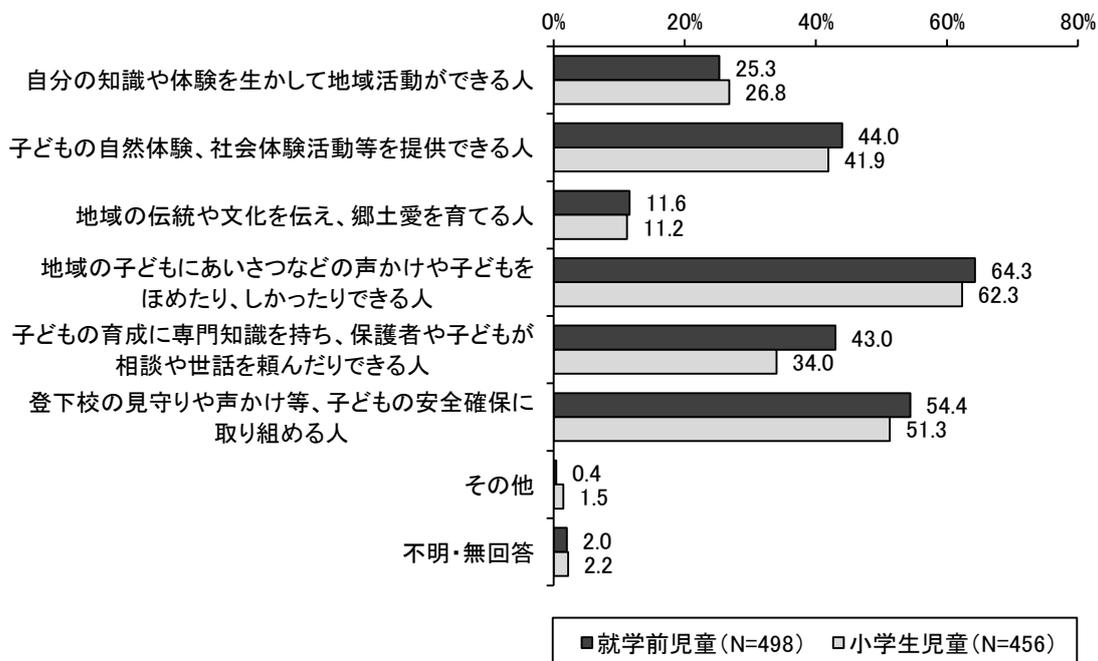
〈小学生児童・学年別〉

	1位	2位	3位	4位	5位	
1年生 (N=81)	子どもを叱りすぎているような気がする	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの時間を十分にとれないこと	
	46.9%	33.3%	25.9%	22.2%	21.0%	
2年生 (N=87)	子どもを叱りすぎているような気がする	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	病気や発育・発達に関すること	子どもとの時間を十分にとれないこと	食事や栄養に関すること	
	36.8%	32.2%	25.3%	20.7%	18.4%	
3年生 (N=70)	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもとの時間を十分にとれないこと	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと
	25.7%	24.3%	21.4%	20.0%	15.7%	
4年生 (N=68)	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもとの時間を十分にとれないこと	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	病気や発育・発達に関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと
	32.4%	29.4%	26.5%	23.5%	13.2%	
5年生 (N=65)	病気や発育・発達に関すること	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもとの時間を十分にとれないこと	食事や栄養に関すること	
	27.7%	23.1%		20.0%	15.4%	
6年生 (N=75)	子どもとの時間を十分にとれないこと	友だちづきあい(いじめなどを含む)に関すること	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもを叱りすぎているような気がする	
	36.0%	26.7%	18.7%	17.3%		

●子育ての育成支援のために地域で必要な人について

地域の中に、声かけや見守りを通して、子どもの規範意識を育み、安全を守ることで
できる人材が必要とされている。

■子どもの育成を支援するため、地域では特にどのような人が必要だと思うか

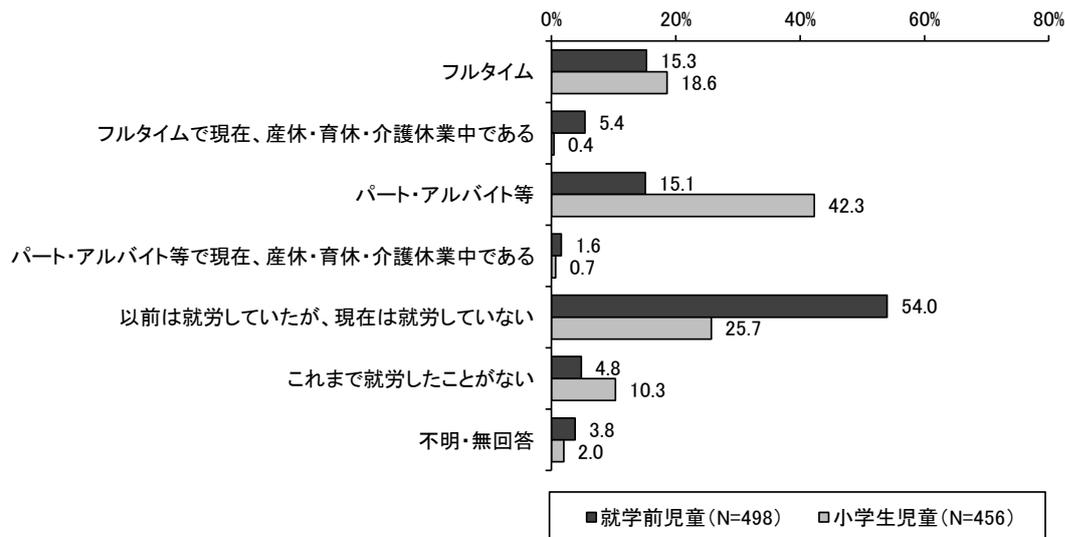


●母親の就労状況について

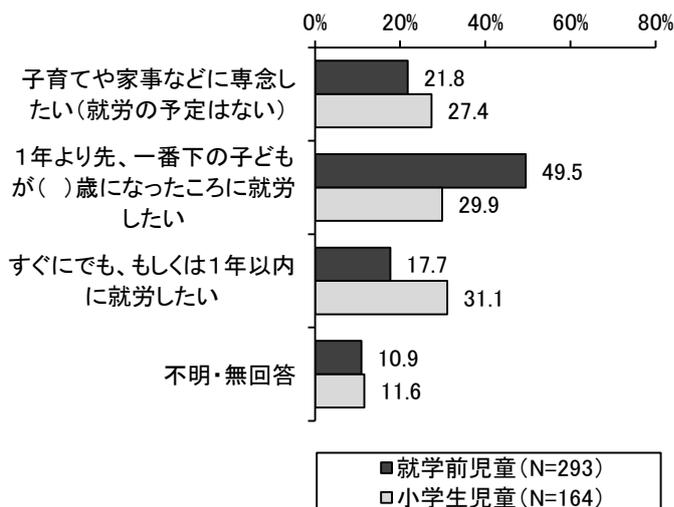
就労している（産休中等を含む）割合は就学前児童で約4割、小学生児童で約6割である。就学前児童で以前は就労していたが、現在は就労していないが最も高く、小学生児童ではパート・アルバイト等が最も高くなっていることから、復職のほとんどはパート・アルバイトであることがうかがえる。

就労希望について、就学前児童では子どもが小学校に入学したらと考えている割合が高い。一方、小学生児童ではすぐにでも就労したいと考える割合が就学前児童より高い。

■母親の就労状況



■現在、就労していない方の就労希望



【母親】 就労したい時の 末子の年齢	就学前児童 (N=145)		小学生児童 (N=49)	
	件数	%	件数	%
1～2歳	7	4.8	0	0.0
3～5歳	44	30.3	4	8.2
6～8歳	79	54.5	12	24.5
9～11歳	10	6.9	15	30.6
12歳以上	1	0.7	14	28.6
不明・無回答	4	2.8	4	8.2

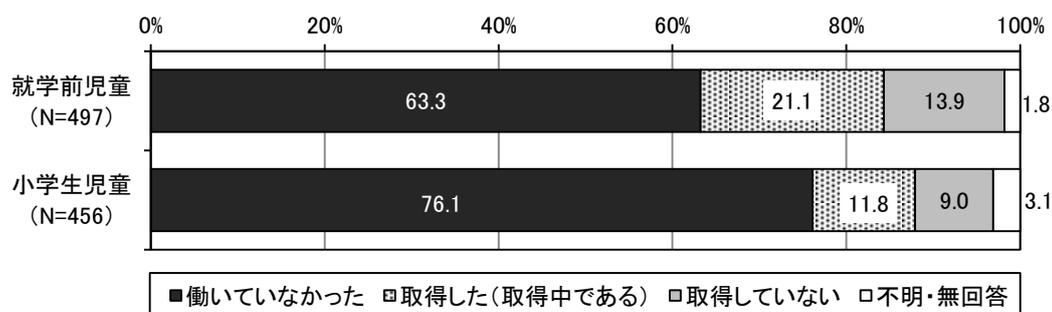
※「1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい」と回答した方のみを集計

※「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した方のみを集計

●母親の育児休業取得について

育児休業の取得率は小学生児童より就学前児童で高くなっており、取得する人が増加していることがうかがえる。育児休業を取りにくい雰囲気や制度がなかったことなどが取得促進に向けた課題となっている。

■子どもが生まれた時の母親の育児休業取得状況



■育児休業を取得していない理由<上位5位のみ抜粋>

	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童 (N=69)	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事に戻るのが難しそうだった	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
	47.8%	11.6%	8.7%	8.7%	7.2%
小学生児童 (N=41)	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事に戻るのが難しそうだった	仕事が忙しかった
	34.1%	14.6%	9.8%	9.8%	7.3%

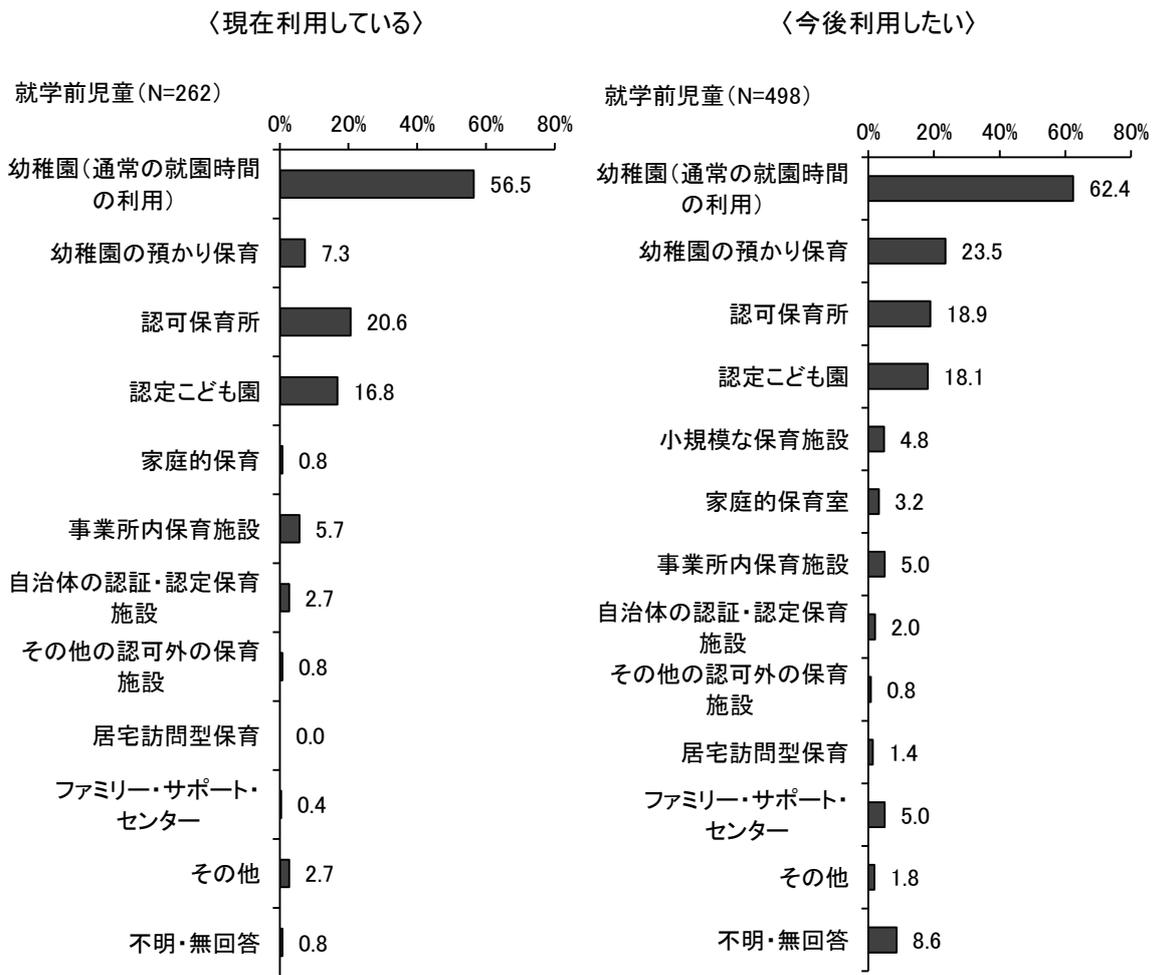
※育児休業を「取得していない」と回答した方だけの集計

●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望について

現在の利用より、今後の利用希望が高くなっている事業は、幼稚園（通常の就園時間の利用）、幼稚園の預かり保育、認定こども園、家庭的保育、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センターであり、幼稚園の預かり保育は特に高くなっている。

定期的な教育・保育の実施場所について現状と希望を比較すると、すべての小学校区で猪名川町内で利用したい人の割合が高くなっている。また、つつじが丘小学校区では2割が町外の利用を希望している。

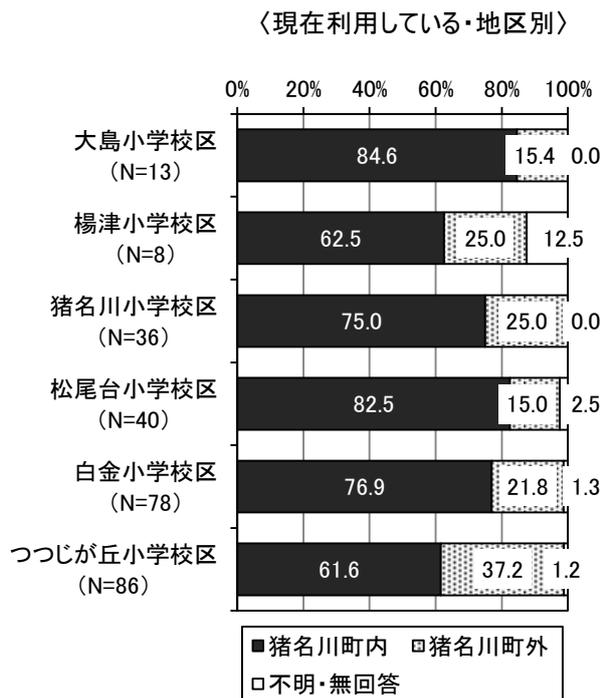
■平日の定期的な教育・保育事業



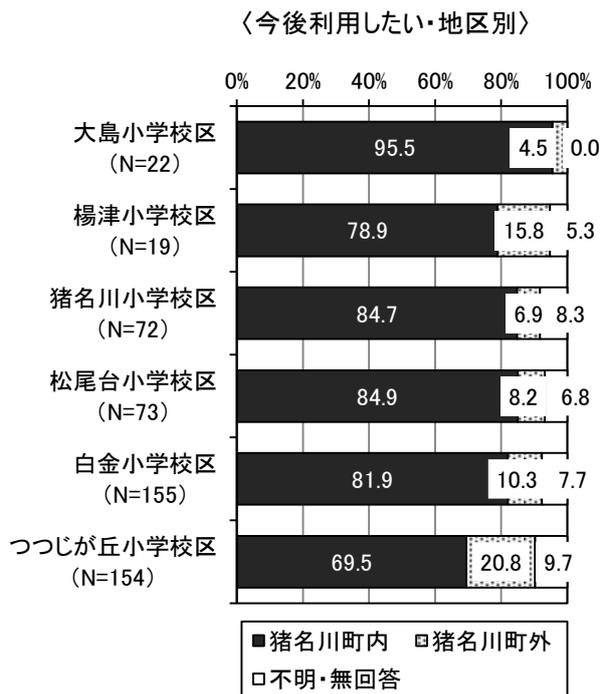
※現在、定期的な教育・保育事業「利用している」と回答した方だけの集計

※現在の利用の有無にかかわらず、すべての方が対象

■ 平日の定期的な教育・保育事業の実施場所



※現在、定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方みの集計



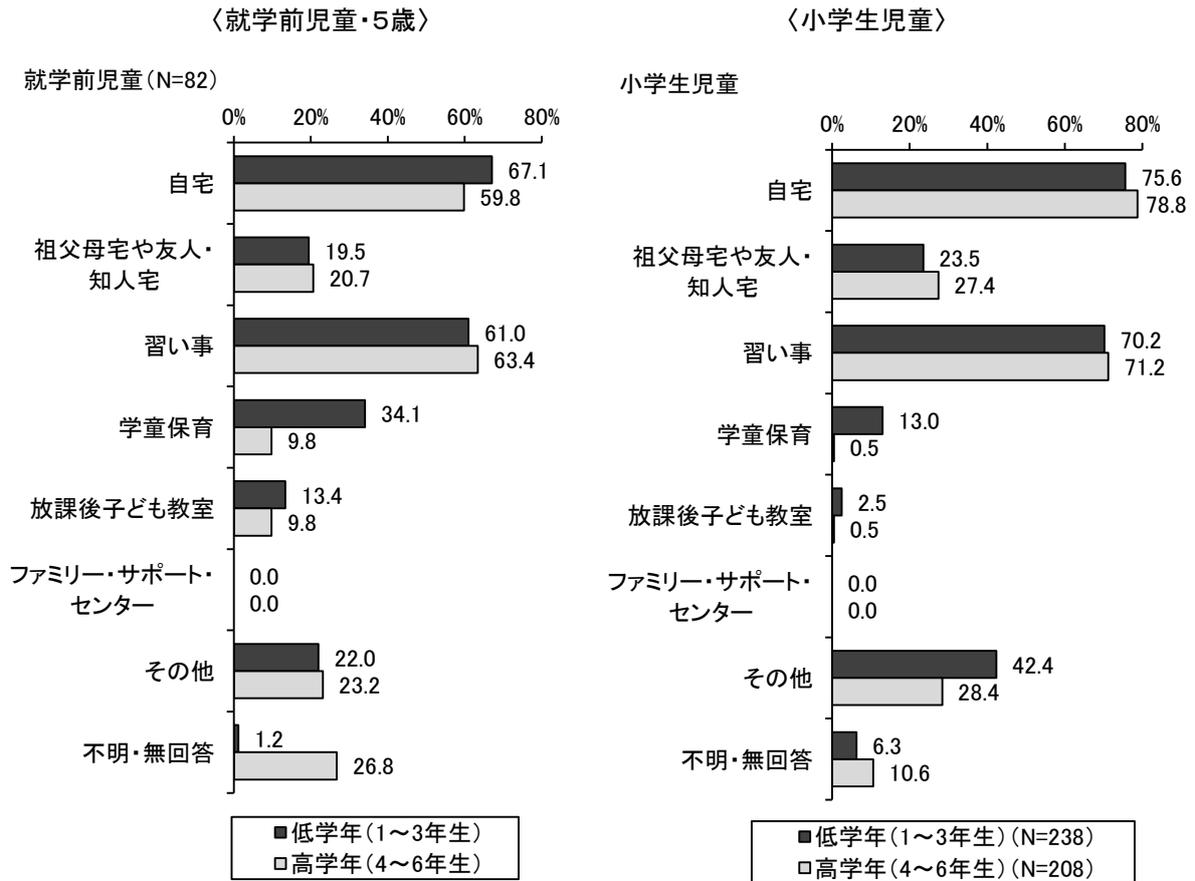
※現在の利用の有無にかかわらず、すべての方が対象

●小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の過ごし方の希望として、低学年、高学年ともに自宅や習い事が約6割と高くなっている。

希望（就学前児童）と実際（小学生児童）を比較すると、自宅や習い事の割合が高いのは同様の傾向だが、学童保育や放課後子ども教室は希望より実際の利用の割合は低くなっている。

■ 小学校になったら、放課後に過ごさせたいと思う場所 ■ 放課後の過ごし方



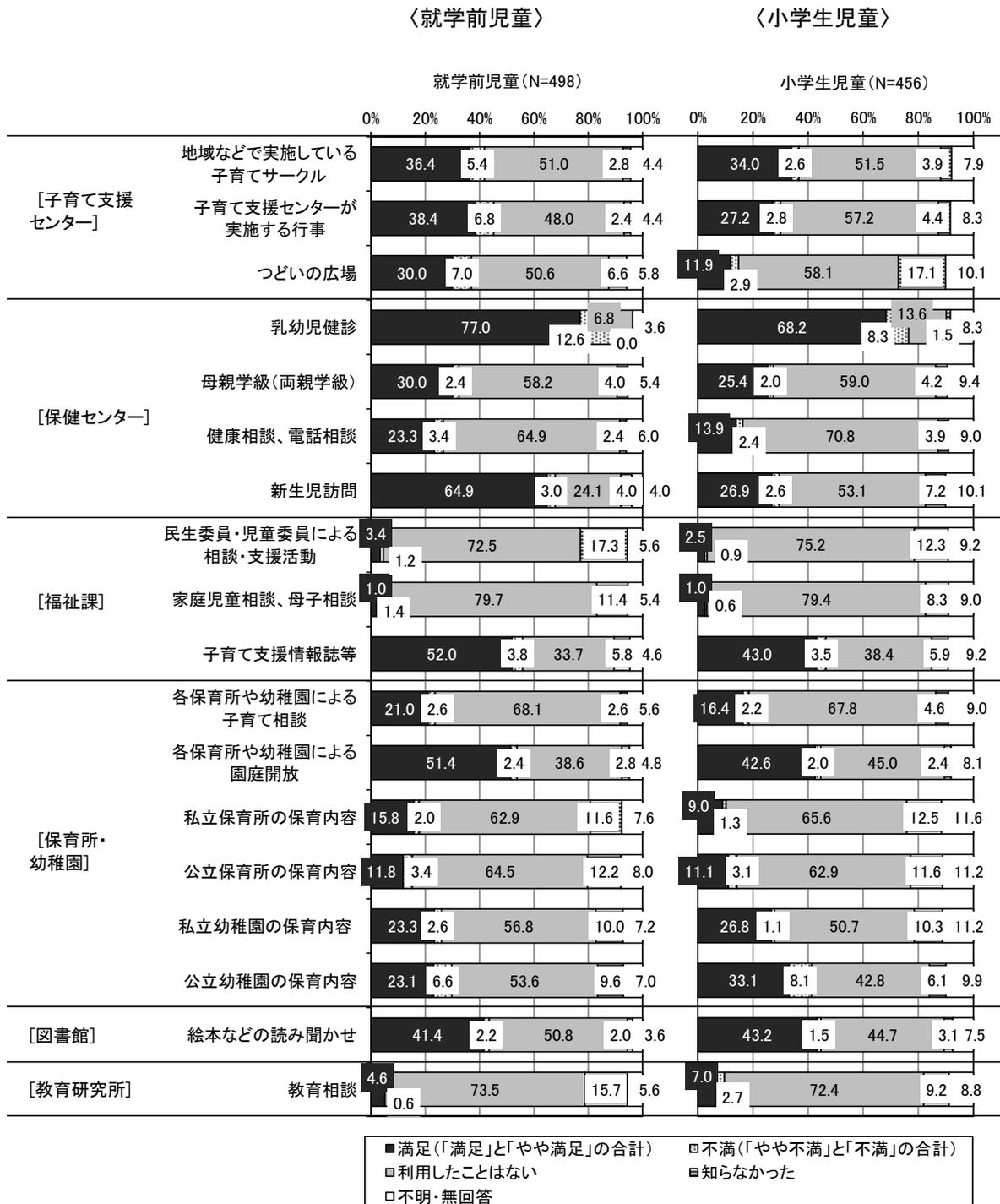
※平成 25 年 4 月 1 日現在で 5 歳の方が対象

●猪名川町での子育てに関する機関や子育てサービスの満足度について

就学前児童、小学生児童ともに乳幼児健診は満足している割合が他の事業に比べて高いが、不満と感じている割合も同様に高い。

民生委員・児童委員による相談・支援活動、家庭児童相談、母子相談、教育相談といった相談に関する事業は知らなかった割合が他の事業を比較して高い。

■子育てに関する機関や子育てサービスの満足度

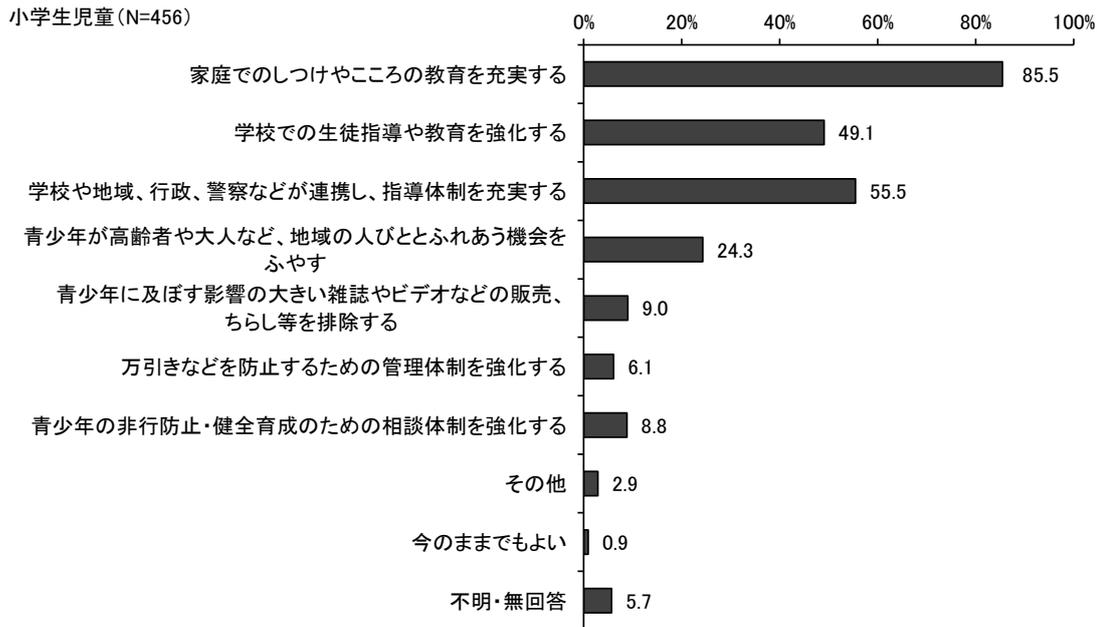


●子どもの健全育成や安全を守るためについて

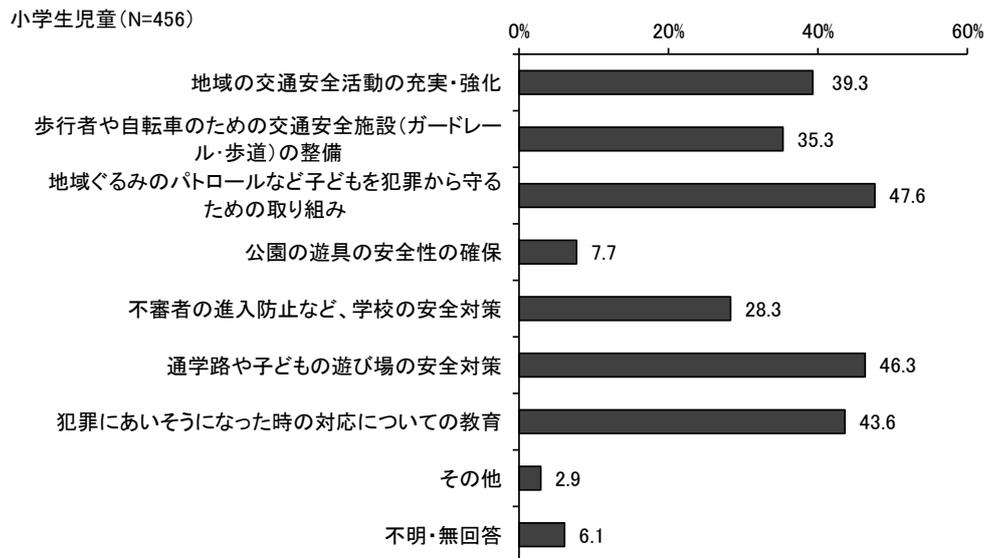
子どもの健全育成や非行防止のために、家庭でのしつけやこころの教育が特に力をいれるべきであると考える人が多く、そうした家庭教育とともに、学校や地域等の連携した指導体制の充実が求められている。

子どもの安全を守るため通学路や遊び場等の安全対策、地域の交通安全等、地域における安全活動を重要と考える人が多くなっている。

■子どもの健全育成や非行防止のために、力をいれるべきと思われること



■子どもの安全を守るために、特に重要と思われること

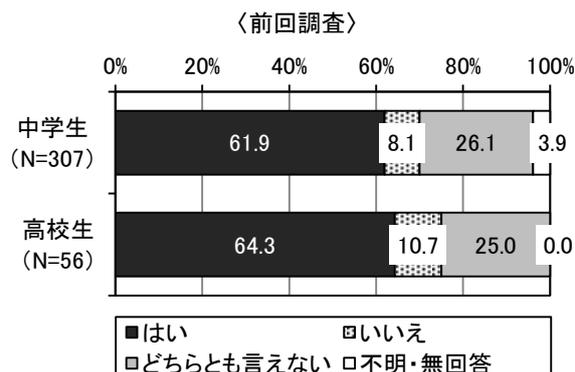
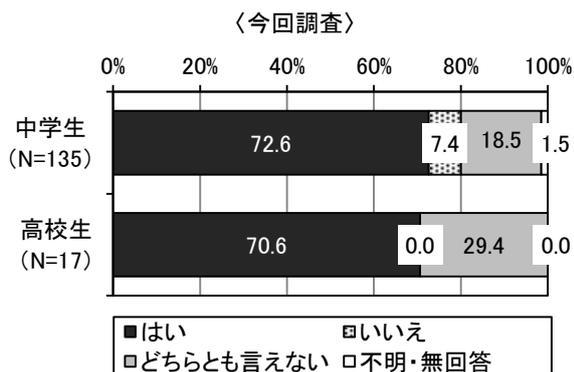


【中学生・高校生調査】

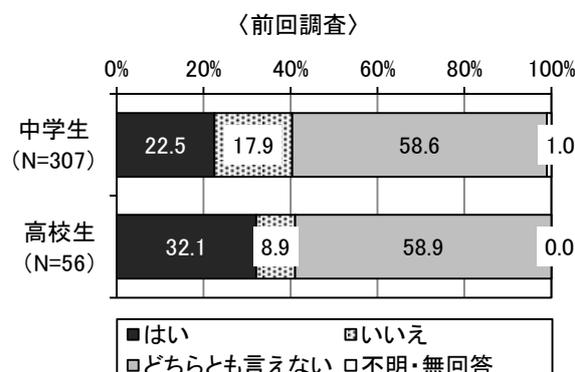
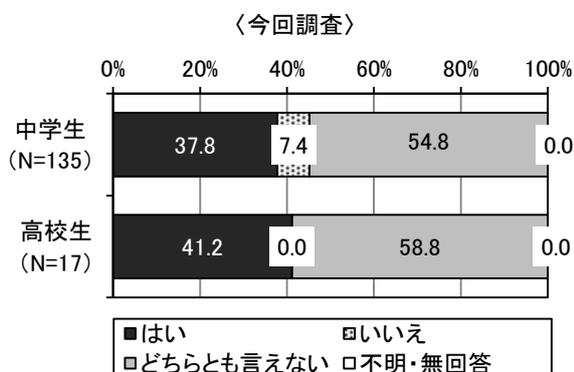
●悩みの相談相手の有無やいじめを見た時の対応について

悩みを相談できる相手がいる割合は前回調査に比べ今回調査で高くなっている。
いじめを見た時に声をかけることができる割合は前回調査に比べ今回調査で高くなっている。

■自分の悩んでいることを相談できる相手がありますか



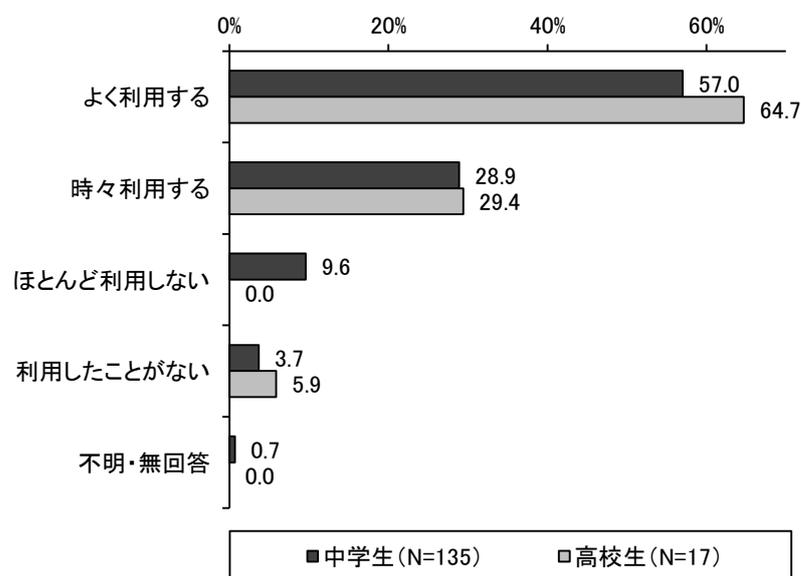
■友だちがいじめられていたら、声をかけてあげることができるか



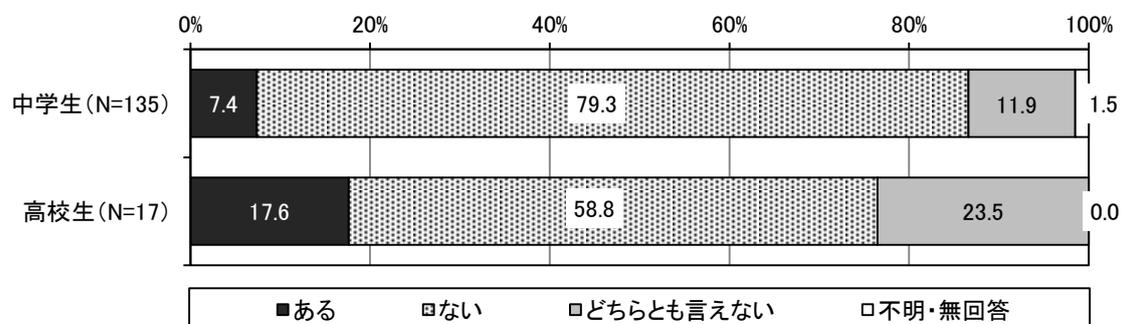
●携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用状況について

ほとんどの中高生がインターネットを利用しており、中学生の7.4%、高校生の17.6%がインターネットを利用した友だちとのコミュニケーションにおいて不快な気持ちになったことがあると回答している。

■携帯電話やスマートフォン、パソコンでインターネットを利用しているか



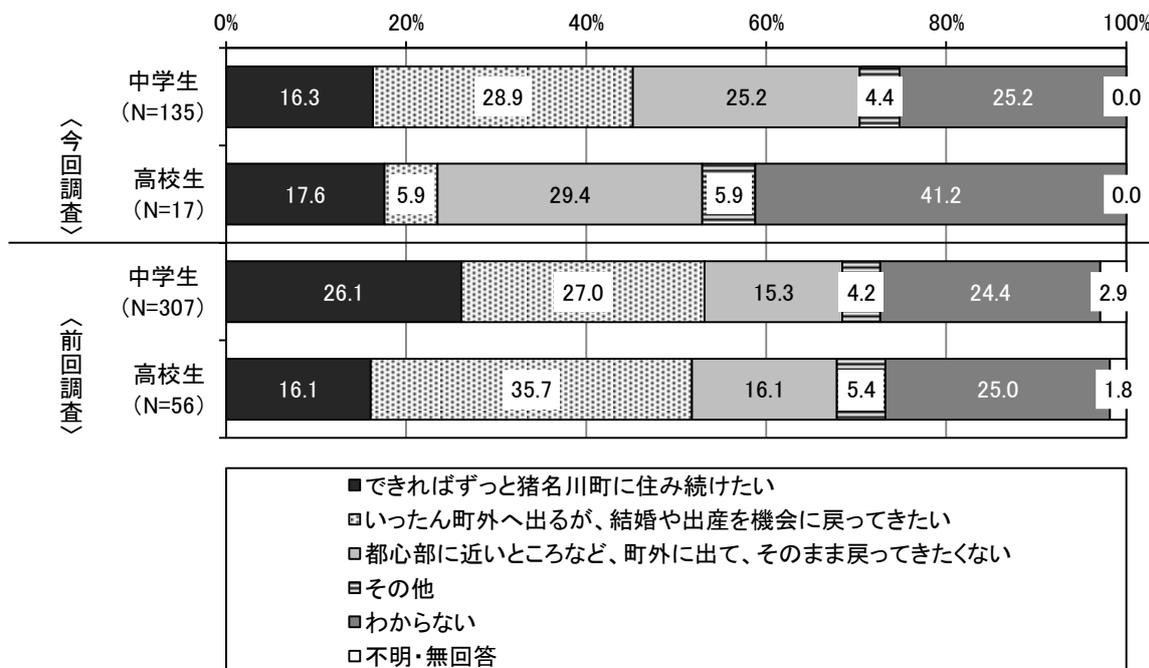
■インターネットを利用した友だちなどとのコミュニケーションにおいて、不快な気持ちになったことの有無



●猪名川町への定住について

ずっと猪名川町に住みたいと考えているのは、中高生の約2割となっているが、中学生では前回調査より今回調査で10ポイント近く減少している。また、戻ってきたくないと考えている割合は2～3割おり、Uターンの意向のある中高生が減少している。

■今後も猪名川町に住みたいと思いますか



③次代の担い手の育成	
施策の評価	3 できている
評価理由と 主な成果	子育て支援センターや保育所でトライやるウィークの受け入れ、夏休みの学生ボランティア受け入れ事業による乳幼児との体験機会の提供や、子育てに関する講演会・研修会の実施により、子育ての大切さの理解を図っています。また、地域におけるさまざまな活動により、交流機会の充実を図っています。
今後の課題	子どもを「次代の親」という視点で捉え、学生のうちから色々なイベント・行事を通して赤ちゃんとふれあう機会や地域への愛着を育む機会を充実することが課題です。

(2) 生命と健康を支えるまちづくり

①子どもや母親の健康の確保	
施策の評価	4 よくできている
評価理由と主な成果	妊娠・出産・子育てと一貫した体系のもとに、母子の健康が確保されるよう、各種健康診査や指導を実施しています。さらに、子育てに関する不安や悩みに対して各種相談を行うなど、身体的・精神的な支援を引き続き行っています。
今後の課題	必要な時に安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実が求められています。また、障がいのある子どもの健康診査について個別対応が求められていますが、実施体制等、今後の検討課題となっています。さらに、情報提供体制は、個別対応だけでなく、情報を知らない方々へ情報が行き渡るように、広く一般に情報が知られるような取り組みが必要となっています。
②思春期保健対策の充実	
施策の評価	3 できている
評価理由と主な成果	学校で取り組んでいる心身の健康づくりに必要な知識や性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及を行うとともに、子どもの心や身体の悩みに関する相談・支援体制の充実に努めています。一方で、心身の健康づくりに対して、食生活改善を図ることを目的とし、食育計画に基づき食育推進にも取り組んでいます。
今後の課題	健康づくりに関する基礎的な知識や性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、心身の悩みに関する相談・支援体制づくりの充実に引き続き取り組みます。
③小児医療体制の整備	
施策の評価	3 できている
評価理由と主な成果	阪神北広域こども急病センターの開設により、休日・夜間における小児科医療体制の充実を図っています。また、兵庫県小児救急医療電話相談、「いながわ健康・医療相談ほっとライン24」事業の周知と充実を図っています。
今後の課題	子どもの病気等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、また、適切な受診が進むよう、医療機関の情報提供やかかりつけ医のさらなる促進を図ることが大切です。小児医療の充実について、国・県等に働きかけるとともに、近隣市町や医師会等関係機関との連携を強化し、小児救急医療体制の充実が課題です。さらに、阪神北広域こども急病センターの業務については、さらなる情報発信が必要です。

(3) すべての家庭の子育てを支えるまちづくり

①家庭や地域の子育て力の向上	
施策の評価	4 よくできている
評価理由と主な成果	子育て力を向上させるため、子育て情報紙やホームページ等を通じて、子育て関係の情報提供や相談支援に努めています。また、子育て支援センターを機軸として、各種学習会や研修会を実施するとともに、新たに認定こども園を2か所開設し、そのうち1か所では子育てサロンを開設し、子育て支援体制づくりの推進を図りました。
今後の課題	地域の子育て支援に関する情報が分かりにくい、一部の人にしか周知されていないなどの課題があります。学習や研修の場の充実に合わせて、多くの住民の参加が得られるよう、事業の周知を図り、地域の意識向上をめざす必要があります。
②子育て支援制度・サービスの充実	
施策の評価	4 よくできている
評価理由と主な成果	保育サービスに対するニーズの多様化に伴い、一時保育やファミリー・サポート・センター事業、児童養護施設いながわ子供の家の開設、いなっ子絵本プレゼント事業、役場内のキッズコーナー設置等の子育て支援サービスの充実を図るなどして、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供に努めました。また、町単独による乳幼児等医療制度の拡充や多子誕生祝い金の支給を行い、経済的負担の軽減を図っています。
今後の課題	今後も子育てにかかる負担を少しでも軽くし、多様化する住民ニーズを満たしていくため、引き続き手当等の支給や各種助成事業等を進め、子どもの育ちにとって重要な場面である医療や教育に関する経済的支援を充実させていくことが課題です。また、子育てに関する情報提供やサービス等の利用促進のため、多くの住民に周知できる方法を検討する必要があります。
③きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援	
施策の評価	4 よくできている
評価理由と主な成果	児童虐待についての認識を深めるための児童虐待防止啓発パンフレットの作成を行い、児童虐待防止ネットワークや要保護児童対策地域協議会の充実や関係機関との相談支援体制の確立に努め、近年、家庭児童相談員も増員し多岐にわたる事例に対応するため、専門的な研修を受講しています。また、ひとり親家庭等に対して相談体制の充実等精神的・経済的支援を図っています。さらに、障がい児に対しては、障がい児療育訓練を町で実施するなど、子育てから就学、就労に至るまでの総合的・計画的な支援を行っています。
今後の課題	児童虐待防止に向け、事業を継続実施していくことが必要です。また、支援や配慮が必要な子どもに対し、ニーズに的確に対応できるよう、職員の資質向上に努めるとともに、社会情勢や経済状況等に応じた対策を検討する必要があります。

(4) 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

①保育サービスの充実	
施策の評価	4 よくできている
評価理由と主な成果	保育サービスにおけるさまざまなニーズへの対応やサービスを提供する保育士の資質・指導力の向上を図っています。また、新たに、認可保育所を4か所に増設、留守家庭児童育成室を開設（5か所）することより、待機児童の解消（私立幼稚園2園の認定こども園）にも努めています。
今後の課題	多様化する保護者のニーズに柔軟に対応できるよう、各種サービスの充実を図るとともに、待機児童を出さないよう、社会情勢や経済状況等に応じた対策を検討する必要があります。
②仕事と子育ての両立の推進	
施策の評価	2 あまりできていない
評価理由と主な成果	仕事と子育ての両立に向けた取り組みの必要性はありますが、広報・啓発、就業・再就職の支援等、施策や事業として十分に実施できていません。
今後の課題	男女ともに就業生活と家庭生活のバランスのとれた働き方ができるように、労働関係法の周知を図ることが必要です。また、企業に対して理解と協力を求める啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及を図るための教育・啓発の強化が課題です。

(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

①子育てしやすい生活環境の整備	
施策の評価	3 できている
評価理由と主な成果	誰もが利用しやすい環境を整えるため、施設等のバリアフリー化や、要望のあった整備箇所及び必要となる箇所の補修を継続して実施しました。
今後の課題	子ども連れに限らず、すべての人の移動や外出に配慮したまちづくりを進めるために、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関連法制度に基づき、優先順位を設定しながら、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点をもった生活環境の整備を進める必要があります。
②子どもを取り巻く安全の確保	
施策の評価	3 できている
評価理由と主な成果	子どもの安全を強化するため、行政施策だけではなく地域での見守り体制が必要であることから、地域との連携を強化し、学校・園に県警ホットラインの設置や、町内全域に防犯灯の整備を行いました。
今後の課題	子どもたちが地域で安全に安心して過ごせるように、交通事故や犯罪等から子どもを守るための対策、道路交通環境の整備、子どもの健全な成長を阻む有害環境対策のため、地域との連携を強化し、見守りや学習機会の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

本計画では、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

視点1

健やかな子どもの成長を第一に考える

- 子どもの人権を尊重します
- 子どもの主体的な学びを支援し見守ります
- わがまち猪名川がもつ資源を活かし、心の豊かさとたくましさ兼ね備えた子どもたちを育みます
- まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

視点2

すべての子ども・子育て家庭を 社会全体で支える

- 子育て家庭のさまざまな負担・不安を軽減し、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすとともに、喜びを実感しながら子育てをできるように支援します
- 個々の子どもや子育て家庭に応じたきめ細かい支援に取り組みます

視点3

ネットワークを組んで取り組む

- 地域にあるさまざまな主体がパートナーシップをもって子育て支援に取り組みます
- 地域の支援を通じて、信頼とぬくもりの関係を築き、子どもにとって安全・安心な環境づくりに取り組みます

視点4

猪名川の地域特性を考える

- 子どもが猪名川町の豊かな自然と親しみ、自然や生命を大切にすることを育みます
- ニュータウンや田園地域等、住んでいる地域にかかわらず、だれもが気軽に情報を知ることができ、サービスや施設を利用することができる環境づくりに取り組みます

2. 基本理念

子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくるさまざまな可能性や能力を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいと心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが重要です。

しかしながら、少子高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感・不安感の増大、児童虐待、いじめ等の子どもが加害者となる犯罪の増加といったさまざまな深刻な問題が、子ども・子育て家庭を取り巻いています。

猪名川町では、阪神地域最高峰の大野山や猪名川の源流等の豊かな自然を感じることができ、多田銀銅山や木喰仏等の歴史文化遺産、大野山山頂の天文台等の学習施設といった多様な資源があります。また、まちづくり協議会を主体とした地域コミュニティ活動や子育て支援、環境保全活動、安全・安心のまちづくりなど、地域一体となった取り組みが活発に行われています。

これらの「猪名川町らしさ」を強みに、猪名川町に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって心豊かな人生を送り、保護者が「親としての自覚」をもちながら愛情のある子育てができるよう支援していきます。さらに、住民をはじめ地域社会、事業者、行政等多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、子どもの笑顔がきらきらと輝く喜びをみんなで分かち合えるまちをめざして、取り組みを進めていきます。

【基本理念】

いなっ子きらきら
笑顔輝くまち 猪名川

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、各分野の施策の基本目標を次のように定めます。

基本目標1 子育て支援体制の充実

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労環境の変化等の社会情勢の変化に伴い共働き世帯は増加し、子育て中の親の働き方も多様化しています。

すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、健康づくりや医療、子育てについての悩み・不安や負担感の軽減に向けた各種の支援施策・サービスの充実に努めるとともに、住民が主体となった子育て支援活動や子どもの育成活動、世代間交流等の促進・活性化を図ります。

また、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本目標2 きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援

要保護児童等の支援を行うとともに、障がい、疾病、虐待、家族の状況等により支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

基本目標3 子どもたちを健やかに育む環境づくり

知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を強化します。

また、子どもの心身の健やかな成長に向けて、家庭内でのコミュニケーションの充実や、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

4. 重点的な取り組み

本計画では二一ズ調査結果や事業の進捗、新制度への対応からみえてきた現状のさまざまな課題を解決するために、計画期間における重点的な取り組みを定め、施策を展開していきます。

重点1 子育てに関する情報提供の充実

～課題～

- ・子育て支援情報誌は就学前児童の半数が満足感を示している一方で、約4割が「利用したことはない」「知らなかった」と回答しており、認知度は高いとはいえない
- ・子育てに関する情報はさまざまな機関や媒体から提供が行われ、それぞれが独自に発信していることから、利用者にとって必要な情報を選択することが困難であるため、連携のとれた情報の共有化が望まれている
- ・新たに子育て支援センターで実施される「利用者支援事業」は、通常の育児支援とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との調整等の支援を行うこととなる。また、単なる情報提供にとどまらず、具体的な施設への入所調整につなげるなど、マッチング機能も求められている

今後、子育てに関する情報提供及び相談機能の充実に取り組む推進機関として子育て支援センターの役割が非常に重要なものとなります。

子育てに関して困りごとや悩みごとがあったときに、身近で訪れやすい場所で解決できるよう、子育て支援センターを拠点とし、サービスの総合的なコーディネートを行います。また、情報提供の方法として、子育て支援センターに集約した情報を、ホームページや掲示板機能を活用し、新たな方法での一元的な情報提供に努めるとともに、従来の紙媒体のパンフレットやリーフレットの発行及び、制度改正等に伴う最新の情報提供に努めていきます。

なお、本町では川西市や大阪府能勢町等近隣市町での施設利用が多いため、広域な情報収集・提供にも留意して取り組みます。

●関連する施策●

- ・子育てや家庭教育に関する情報提供の充実
- ・保育サービスに関する情報提供

重点2 多様な保育ニーズへの対応

～課題～

- ・女性の就労率の高まりや働き方の多様化、地域における子育て環境の整備への期待等により、保育サービスへの多様なニーズが高まっている
- ・幼稚園の通常利用や預かり保育、認定こども園、家庭的保育、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ（学童保育）では現在の利用より、今後の利用希望のほうが高い
- ・現在、町内の公立幼稚園では預かり保育を実施していないが、公立幼稚園の入園希望者の預かり保育ニーズは高い
- ・現在、町内では病児病後児保育事業を実施していないが、子どもが病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際に親が休むことができなかった就学前児童の保護者の約4割が、休むことは非常に難しい状況である
- ・仕事を休んで看病したい、という保護者の思いがあっても、就労環境によって困難な場合があり、看護休暇の充実が図られることや、その社会的理解の普及拡大とともに、子どもも親も安心して利用できる病児病後児保育が必要とされている
- ・平成26年度から、町内で子育て短期支援（ショートステイ）を利用できるようになり、今後、サービスの周知や利用促進が必要である
- ・放課後児童クラブの対象年齢が小学6年生まで拡大されるため、高学年児童の受入れに対する課題を検証するとともに、受け入れ体制の整備が必要である

調査から明らかになった保護者の保育サービスへのニーズは、現在の量を上回るものが多く、町内に提供体制がない事業についても、多くのニーズが算出されました。

多様な保育サービスに対応するため、これまでもニーズが高かった病児病後児保育事業や公立幼稚園での預かり保育の実施に向けて検討を進め、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

検討にあたっては、各事業の運営基準に基づき、子どもが安全に利用できるよう、サービス提供事業者や学校・園、病院等の関係機関と協議を進める必要があります。

なお、これらのサービス利用者の利便性を向上させるため、保育サービス提供事業者や保育サービス利用者である保護者と連携を図り、サービスを的確に利用できるよう「重点1 子育てに関する情報提供の充実」における事業において必要な情報の提供に努めます。

● 関連する施策 ●

- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実
- ・ 利用手続きの改善とサービスの周知

重点3 子どもの安全を守る環境づくりの推進

～課題～

- ・就学前児童、小学生児童保護者の半数以上が子育てに負担や不安を感じており、小学生児童で5年前の調査より割合が高くなっている
- ・就学前児童、小学生児童の保護者ともに子どもを叱りすぎているような気がすることに特に気がかりを感じている。また、乳幼児は病気や発育・発達について、3歳以降になるとしつけや友だちづきあいに関する悩みが多くなっている
- ・気軽に相談できるのは家族や学校・園の保護者仲間、先生が多くなっており、子育て支援センターは1割に満たない状況で、その他の公的機関も数パーセントと低い
- ・地域の絆の希薄化や核家族化が進み、孤立した状況の中で子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援が求められている
- ・子どもの安全を守るために、地域ぐるみのパトロールや、通学路や遊び場の安全対策、犯罪にあいそうになった時の対応に関する教育が求められている
- ・悩みを相談できる相手がいない、どちらとも言えないと回答した中高生は約3割いる
- ・中高生の約6割が、友だちがいじめられていたら、声をかけてあげられない、どちらとも言えないと回答している
- ・中高生の約4～6割がLineやメッセージ等のサービスで友達とコミュニケーションをとっており、こうしたネットを介したコミュニケーションで不快な気持ちになったことのある割合は、中学生で7.4%、高校生で17.6%と少なくない

多くの保護者が不安を抱えながら子育てをしており、近年の子どもを取り巻く環境の変化により、子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれることを不安に感じる保護者も増えています。また、いじめが社会問題化するとともに、不登校児童・生徒数も増加しているなど、子どもが健やかに育つために保障されるべき安全と人権が脅かされる状況となっています。

『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』では、すべての子どもが差別されず、あらゆる虐待や搾取から保護されるべき権利を示しており、日本は1994年にこの条約を批准しています。子どもの安全と人権を守るという視点から、さまざまな関係機関が連携して取り組んでいくとともに、子どもに携わる従事者の専門性の向上をより一層図っていくことが求められています。

虐待防止に向けた啓発活動を展開するとともに、これまで以上に迅速かつ適切な対応がとれるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、保健所、児童相談所、警察、医療機関等関係機関との連携強化や専門職員のスキルアップに努めます。

また、いじめや不登校、児童虐待、犯罪被害等に悩み不安に感じている子どもや親が気軽に相談でき、解決に向けてともに取り組むことができる体制づくりを推進します。

● 関連する施策 ●

- ・ 児童虐待防止ネットワークの構築
- ・ 心の悩みに対する相談支援体制の充実
- ・ 地域における見守り体制の充実

5. 施策の体系

基本理念

いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川



©猪名川町 2009

基本方向

施策

基本目標1 子育て支援体制の充実

- (1) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実
- (2) 子育て交流の促進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 放課後児童の健全育成
- (5) 子育てに伴う経済的負担の軽減
- (6) 子どもと親の健康づくり
- (7) 仕事と家庭生活の両立

基本目標2 きめ細かな配慮を必要とする 家庭への支援

- (1) 子どもの権利擁護
- (2) ひとり親家庭の生活支援と自立促進
- (3) 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

基本目標3 子どもたちを健やかに育む 環境づくり

- (1) 教育環境の整備
- (2) 教育・保育の連携や子育て支援の質の向上
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) 子どもの安全の確保

第4章 施策の展開 各事業の方向性について

継続 … これまでの取り組みを継続して実施するもの

充実 … これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に拡充して実施するもの

見直し・検討 … これまでの取り組みについて、体制や方策等を検討して実施するもの

新規 … 計画期間中に新たに実施するもの

第4章 施策の展開

1. 子育て支援体制の充実

(1) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

多くの家庭が子育てに関して不安や悩みをもっていますが、公的な相談機関の利用や子育てに関する情報提供媒体の利用は進んでいない状況です。

不安や悩みをもつ子育て家庭が、それぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制や、これまでの情報の提供方法の見直し、新たな手段による提供等、効果的な情報提供を行います。

No.	施策	内容	方向性
1	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	・広報誌やパンフレット、ホームページ等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報の提供	継続
		・各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報等を記載した子育てハンドブック等の作成・配布	継続
		・母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用した、子育てに関する情報提供や相談支援	継続
		・成長過程に応じた啓発冊子等による家庭教育に関する情報提供	充実
2	子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	・子育て不安の軽減や仲間づくり支援のための乳幼児の保護者や家族を対象とした、子育てに関する教室・講座の開催	充実
		・子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するための保育・教育・医療等の専門家による学習機会の提供	充実
		・保健・福祉・教育関係機関の連携による小・中学生の保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供	継続
3	各種子育て相談の充実	・こども課をはじめとした各分野の行政窓口、保育所、子育て支援センター等の関係機関における電話や電子メール、窓口等による子育て相談体制の充実	充実
		・関係各課や各種団体等との連携強化による、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応と相談員等の研修の実施	継続
4	保育サービスに関する情報提供	・子育て家庭が、新制度におけるニーズに適した保育サービスを選択・利用するための情報提供を推進する利用者支援事業の実施	新規
		・新制度における「利用者支援専門員」の配置	新規

(2) 子育て交流の促進

核家族化や地域の人間関係の希薄化等の社会状況の変化に伴い、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立化や、子育てに対する負担感や不安感による家庭の養育機能の低下等の課題が生じています。こうした中、地域におけるあいさつや声かけ、登下校の見守りが特に求められていることがニーズ調査からうかがえます。

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会環境の変化を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が寄り添い、子育てを支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。

No.	施策	内容	方向性
5	子育て支援ネットワークの充実	・地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の事業を行う子育て支援センターの事業の実施	充実
		・多様化する住民ニーズへの的確な対応をめざすための、子育て関係団体（子育てグループやボランティア団体等）のネットワーク化	継続
6	保護者による自主的な活動の育成と支援	・子育て支援センターや公民館等における各種講座等を活用した、子育てグループ・サークル等の育成	充実
		・情報や活動の場の提供、グループ同士のネットワークづくり等の保護者による自主的な活動への支援	継続
		・活動の拠点となる子育て支援センターの施設・設備の充実	継続
7	地域における子育て支援体制づくり	・広報誌や啓発冊子等の配布、講演会等の開催を通じて、地域住民に対する子育て支援意識の啓発	継続
		・地域における子育て支援拠点である子育て支援センターや保育所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、青少年健全育成推進会議、老人クラブ等の各種住民組織との連携による、子どもの育成を地域で見守り、支援する体制づくり	継続
8	子育て支援ボランティアや団体の育成と支援	・子育て支援ボランティアを育成するための、関係機関・団体と連携した養成講座等の開催や活動の場の提供	継続
		・社会福祉協議会と連携した地域の子育てひろばやサークル活動の支援	継続
		・子ども会連絡協議会やPTA活動等の社会教育団体等における保護者同士の交流の推進	継続
		・子育て経験の豊かな人や高齢者、中・高・大学生の若者等の積極的な参加の促進	継続

No.	施策	内容	方向性
9	親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実	・親と子のふれあい、家族間や世代間交流の積極的な推進による、子ども同士、親同士の仲間づくりの推進	充実
		・家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有等、ともに支え合いながら子育てを行える環境づくり	継続
		・保育所等に通っていない就学前児童とその保護者への子育て支援センターや保育所等の施設開放による、子どもの育成や保護者の相談の場の提供	充実
10	子育てひろば事業	・地域の親子がふれあう場の提供と子育て不安の解消をめざした子育てに関する相談・助言等を推進する保育所の園庭及び遊戯室の開放	継続
		・絵本を通じた子どもと保護者のふれあいを促進するための絵本の読み聞かせ教室の開催と絵本プレゼント事業の実施	継続
		・気軽に子育て相談・交流ができる子育て支援センターでの「子育てひろば」の開催日数の増加	充実

(3) 保育サービスの充実

保育所や認定こども園等の保育サービスの利用ニーズは高まっており、延長保育、一時保育、病児病後児保育等の利用ニーズも高まっています。

本計画に基づき、保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、今後も利用者の視点に立った多様なニーズに対応するサービスを提供するとともに、地域社会全体で子育てをサポートしていく体制を充実します。

No.	施策	内容	方向性
11	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定こども園の充実	・施設型給付による保育所、幼稚園、認定こども園の支援	充実
		・新制度における幼保連携型認定こども園の普及	新規
		・公立保育所及び幼稚園の実施体制の質の向上	充実
12	地域型保育給付による保育サービスの提供	・これまで認可外であった小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等へのニーズの高まりを捉えた、地域型保育に参入意向のある事業所との調整による事業実施の検討	新規

No.	施策	内容	方向性
13	地域の子ども・子育て支援の充実	・保育士の確保や保育体制の見直しによる、ニーズに応じた延長保育、一時保育、特定保育等の保育サービスの充実	充実
		・病児、病後児を保育するための環境整備	新規
		・県内で利用できる病児病後児保育事業等に関する情報提供	継続
		・休日保育等の利用者ニーズが高まるサービスの導入に向けた検討	新規
		・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）による、保護者の疾病等の理由により、一時的に養育が困難となった家庭の児童の一定期間の預かり	継続
14	ファミリー・サポート・センター事業の推進	・保育所等への送迎や保育終了後の見守りなどの互助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の推進	継続
		・支援したい側の提供会員を確保するため事業の広報周知と子育て家庭の利用促進	継続
15	イベントの開催時の託児サービスの充実	・行政が主催・共催するイベントに子育て中の保護者の参加を促進するための時間帯や曜日の設定への配慮	継続
		・イベント時におむつ替えや授乳ができる「移動式赤ちゃんの駅」を設置	新規
		・イベントの開催時の託児サービスの実施	継続
16	利用手続きの改善とサービスの周知	・子育て支援サービスの利用にかかる手続きの簡素化と受付窓口の一元化	継続
		・広報誌や健康診査会場等での告知、ホームページ等の活用による制度の広報・周知による、情報不足等のために十分に利用されていない制度・サービスの活用促進	継続
17	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	・出産後の家事や育児が困難な家庭に対するホームヘルパー派遣の実施	継続
18	利用者負担の適正化	・国における保育制度の検討の状況を踏まえた、認可保育所における保育料の適正化と、認可外保育所に入所している世帯の保育料負担の軽減	継続

(4) 放課後児童の健全育成

地域の中で子どもがさまざまなことを体験し、学び、成長することが重要です。

一方、放課後児童クラブの利用ニーズは高まっており、保護者の就労形態の多様化、地域による課題に対応し、今後も放課後児童クラブの拡充を図る必要があります。

放課後児童クラブや放課後子ども教室、その他の地域での活動等が連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

さらに、学校や地域等、さまざまな場において、子どもや保護者の多様な悩みや不安に対応し、気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

No.	施策	内容	方向性
19	子どもの居場所づくり	・学校との連携による児童が安全・安心して過ごせる居場所づくりの推進	継続
		・学校や地域ボランティアとの協力による、放課後子ども教室におけるスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動の実施	継続
		・放課後子ども教室の実施意向のある学校区を調査・把握するなど、実施に向けた計画的な整備の推進	充実
20	放課後における子どもの保育等の充実	・保護者が日中就労等で家庭にいない児童が健やかに成長するための適切な遊びと生活の場の提供	継続
		・利用者の動向等を踏まえた開設日数や実施時間、受入人数、設置場所の見直し等の体制の充実	充実
		・高学年児童の受け入れニーズに対応できるよう、小学校4年から小学校6年まで順次拡大の実施	新規
		・教育・福祉両部門の連携強化による指導員の資質向上のための研修の機会づくり	継続
		・学校、育成室及び家庭の連携強化と子どもの健全育成支援	継続

(5) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。

今後も子育てにかかる負担を少しでも軽くするため、また多様化する住民ニーズを満たしていくため、保育料の適正化を図るとともに、子育て家庭への手当、子ども医療費助成の充実等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実します。

No.	施策	内容	方向性
21	子育て世帯の経済的負担の軽減	・乳幼児医療公費負担、児童手当の支給等による子育てに関する経済的負担の軽減	充実
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、第3子以降の子どもに対する出産祝い金の支給	継続
		・子どもを生みやすい環境づくりを推進するための、保育所・幼稚園等に通う多子世帯児童の保育料の経済的負担の軽減	充実
22	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	・特別児童扶養手当等の各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成、児童通所支援等による障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減	継続
23	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	・ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給等によるひとり親家庭の経済的負担の軽減	継続
24	不妊治療費の助成	・県が実施する「不妊治療費助成事業」に関する適切な情報提供	継続
25	就学・就園援助の実施	・経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対する学用品費等の援助	継続
26	各種奨学金の支給	・各種奨学金制度の活用による経済的理由により進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学支援	継続

(6) 子どもと親の健康づくり

近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、出産後から育児に慣れるまでの間の新生児期に不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援ニーズは高まっています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための学習機会の確保、相談体制の充実等に取り組みます。

No.	施策	内容	方向性
27	母子健康手帳の交付	・町内4か所での妊娠届出時における妊娠から出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳の交付	継続
		・妊娠届出票に保健師に相談したいことを記述する欄を設けるなどの工夫による可能な限り相談しやすい体制の整備	継続
28	妊婦健康診査の推進	・妊娠中の疾病・異常の早期発見や予防、妊婦の不安軽減のための妊婦健康診査の受診勧奨	継続
		・妊婦無料歯科検診の実施	継続
		・安全な出産と妊娠・出産期の負担を軽減する健康診査受診費用の補助	継続
29	妊娠・出産等に関する学習機会の充実	・妊婦間の交流機会の確保や出産・育児に関する知識の習得に向けた母親学級の開催	継続
30	妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業の充実	・産後の悩みや相談に応じ、早期対応・支援を行うための、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問の実施	継続
		・問題ケースの把握や産後うつへの対策、受診勧奨、健康診査後の効果的な事後指導の実施	継続
31	乳幼児健康診査の充実	・乳幼児の健全な成長発達を促進するための各種健康診査の充実	充実
		・乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問して行う子どもの健康管理や子育てに関する相談・指導・助言の実施	継続
32	乳幼児歯科保健事業の推進	・各乳幼児健康診査時における歯科医師による健診、歯科衛生士による歯科健康教育の実施	継続
		・地域の子育てサークル等における歯科に関する健康教育	継続
33	予防接種の実施	・感染症蔓延を阻止するための定期予防接種（A類疾病）の接種率の向上に向けた適切な接種の勧奨	継続
34	乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実	・乳幼児の保護者等を対象とした子どもの健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する学習機会の提供	継続
		・地域の子育てサークル等における保護者を対象とした子どもの成長発達に関する学習機会の提供	充実

No.	施策	内容	方向性
35	乳幼児の健やかな食や生活習慣形成に向けた支援の充実	・各種健康診査時等における乳幼児の健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する相談の対応	継続
		・親子を対象とした料理教室や、小学生を対象とした地産地消料理教室の開催等の実習を伴う学習機会の提供	継続
		・各種子育て講座等における子どもの発達段階に応じた食事づくりといった食育に関する知識の普及	継続
		・学校・幼稚園・保育所・認定こども園と家庭、地域が一体となった連絡調整と推進	継続
36	子どもの事故防止啓発の推進	・乳幼児健康診査等を活用した、子どもの事故防止に向けたチェックリストの配布等による啓発	継続
37	子どもに関する医療体制の充実	・町内、近隣市町の病院・診療所、医師会等の関係機関と連携した夜間等における病気等の子どもの診療を行う小児救急医療体制の充実	充実
		・阪神北広域こども急病センター（伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町の3市1町）や小児二次救急病院群輪番制等の推進を通じた休日等における小児救急医療体制の確保	継続
		・阪神北広域こども急病センターの受診状況等に関する、さらなる周知啓発	充実
		・消防本部との連携による救急救命体制の充実	継続
		・適切な医療受診に関する知識の普及と、迷った際に相談できる電話相談事業の実施	継続
		・いながわ健康・医療相談ほっとライン24事業、阪神北こども急病センター電話相談事業による救急時等の不安軽減と医療機関情報の提供	継続
38	かかりつけ医の推進	・乳幼児期における身体的・精神的成長発達の確認や予防接種の実施に向けたかかりつけ医の推進	継続

(7) 仕事と家庭生活の両立

家庭生活において、男女がともに育児や家事等の責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、保護者の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

ニーズ調査からは、日常的に子育てにかかわっている父親は半数以下となっており、男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを推進します。

また、男女ともに、仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを推進します。

No.	施策	内容	方向性
39	仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発	・男女共同参画の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、個人のライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現の促進	継続
40	ゆとりある労働環境づくり	・完全週休2日制の導入や年次有給休暇の取得推進、子育て期における残業や休日出勤等への配慮等、企業や事業主、職場等に対する働く保護者がゆとりある子育てをするための理解と啓発の推進	継続
41	就業・再就職の支援	・関係機関と連携し、出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象とした、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーの実施	継続
		・企業や事業主に対する子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用についての理解と啓発の推進	継続
42	労働相談の実施	・関係機関との連携による、就職相談や職場環境等労働問題全般に関する相談への対応	継続
43	男女共同による子育ての推進	・「猪名川町男女共同参画行動計画」に基づく家庭生活における男女共同参画をめざす取り組みの推進	継続
		・「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の改善を図るための啓発活動	継続
		・男性が参加しやすいような、育児についての学習や体験機会を得るための各種講座や学校・園における行事の開催	継続
		・小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じた、子育てに対する意識の醸成と健全な母性・父性を養う機会の充実	継続

2. きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援

(1) 子どもの権利擁護

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利をもち、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。

児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加し続けています。

本町が取り組むさまざまな事業が連携を図り、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。

No.	施策	内容	方向性
44	児童虐待防止ネットワークの構築	・行政、地域の保健・医療・福祉・教育関連団体や、警察、こども家庭センター等の専門機関との連携、また要保護児童対策地域協議会の開催による虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応の強化	充実
45	児童虐待の早期発見・相談支援体制の確立	・乳幼児健康診査や訪問指導等の母子保健事業の活用による虐待の早期発見や子育て不安の軽減	継続
		・自らの行為を虐待と疑う保護者や周りで虐待行為を見たり聞いた人が早期に相談できるSOSダイヤルの設置等身近な相談体制の整備	継続
		・民生委員・児童委員等地域における児童虐待や子育てに関する相談支援活動の充実	継続
46	児童虐待防止に関する啓発	・広報誌やパンフレット、ホームページ等の媒体を活用した児童虐待防止に関する情報の提供と住民への関心喚起	継続

(2) ひとり親家庭の生活支援と自立促進

近年、離婚率の上昇等により、ひとり親家庭が増加しており、本町も例外ではありません。ひとり親家庭では、その多くが子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入等さまざまな困難を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

No.	施策	内容	方向性
47	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	・母子自立相談員による相談支援体制を充実した、ひとり親家庭等の自立に必要な相談・指導の実施	継続
		・ひとり親家庭等が気軽に相談し、子育ての楽しさや喜びを共有できる仲間づくりの促進	継続
48	ひとり親家庭の自立支援の推進	・ひとり親家庭等の生活基盤の安定を促す、社会的、経済的自立を支援するための就労支援の推進	継続

(3) 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識の上での障壁を解消することが重要であるとの考え方が広まりつつあります。

ノーマライゼーションの考え方が浸透する中で、障がいのある子どもや親の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められています。発達障がい等はまだまだ障がいに対する理解が十分とはいえない状況であり、障がいに対する周囲の理解を深めていくことが求められます。

本町では「第2次猪名川町障害者計画」「第4期猪名川町障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供を行っていますが、受給者が増加しており、サービスの種類によっては、より一層、提供体制の整備を進める必要があります。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関等と連携を強化し、ライフステージを通じて一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

さらに、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、庁内の関係課、関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する住民の理解を深める取り組みを推進します。

No.	施策	内容	方向性
49	障がいの早期発見・早期療育	・乳幼児健診における発達の遅れや心身に障がいのある子どもの早期発見及び医療機関をはじめ関係機関との連携による早期療育体制の充実	充実
50	相談体制の充実	・障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となる、専門的相談、身近な生活に関する相談等に対応できる体制の充実	充実
		・社会福祉協議会の障害者相談支援センターとこども課が連携を図った相談体制の充実	充実
51	発達障がいのある子どもに関する相談支援	・発達障がいのある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等が主体的かつ効果的に支援するための障害者相談支援センターの体制の充実	充実
		・母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じた発達障がいのある子どもへの相談支援活動の推進	継続

No.	施策	内容	方向性
52	障がいのある子どもに対する福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもがその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるような日常生活用具の給付や補装具の交付・修理等福祉サービスの充実 	継続
53	障がいのある子どもの社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つための支援の推進 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援協議会のネットワークを活用した障がいのある子どもの社会参加の促進 	継続
54	就園指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもの就園先についての相談の実施 	継続
55	障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの障がいの種類・程度に応じた、家庭や専門機関等との連携を密にしたきめ細かな障がい児保育の実施 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・通園施設等関係機関との連携による情報交換やケーススタディを通じた、障がいのある子どもに対する適切な教育の充実 	充実
		<ul style="list-style-type: none"> 保育所における保育士の加配等による、一人ひとりの障がいのある子どもにあった保育の整備 	継続
56	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの程度や特性に応じた適正な就学指導及び学習指導の実施 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 校内・学校間及び地域の人々とのふれあいの積極的な推進による、障がいのある子どもに対する理解を促す環境づくり 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画の策定と、一貫した教育を実施するための関係機関との連携・協力 	継続
57	障がいへの理解・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童生徒に対する正しい認識と理解の促進 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒が障がいへの理解を深める指導の実施 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対する保護者会や学校だより等を通じた理解を促す取り組みの推進 	継続

3. 子どもたちを健やかに育む環境づくり

(1) 教育環境の整備

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

しかし、近年におけるいじめや不登校等子どもを取り巻く環境の変化等により、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化する側面もみられます。

ニーズ調査では、ほとんどの中高生が「学校は楽しい」「親友といえる友だちがいる」と答える一方で、自分の悩みを相談できる相手がいない子どもが少なくありません。また、友だちがいじめられたら声をかけられる子は約4割にとどまっています。

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人やモノ、情報がさまざまな文化、価値観のもとで国境を越えて流動するなど、激しく変化しています。そのような社会で自立し、未来の猪名川町を創るためにも、変化の激しい社会を生き抜く力を育む必要があります。

子どもが育ち、大人も育つ教育の心のあるまちを実現するため、学校と家庭、地域が連携を図り、教育環境のさらなる充実を図ります。

No.	施策	内容	方向性
58	命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	・体験学習や道徳教育を通じた命のつながりや、そのかけがえのなさに気付く、生命尊重の精神を培う機会の提供	継続
		・中学校の家庭科における家族・家庭と子どもの成長にかかる教育の実施	継続
59	乳幼児とのふれあい体験の充実	・子育て支援センターにおける「トライやる・ウィーク」等を活用した、小中高生等が乳幼児やその保護者とふれあう子育て体験機会の提供	継続
		・総合的な学習の時間や「トライやる・ウィーク」等の活用による職場体験や乳幼児との交流等を実施する際の受け入れ先の拡大	継続
60	健康・体力づくり、食育の推進	・スポーツの基礎・基本を育み、運動の楽しさや喜びを体感するための子どもたちの発達段階に応じた体育指導	継続
		・食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止等に関する教育	継続
		・望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることをめざした、学校・園の給食、地域団体との連携による調理実習の実施	継続
61	心の悩みに対する相談支援体制の充実	・子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラーの配置による、子どもたちが抱える心の問題への早期対応・支援の実施	充実
		・思春期を迎える子どもの保護者等に対する関係機関と連携した啓発冊子等による情報提供	継続

(2) 教育・保育の連携や子育て支援の質の向上

豊かで便利な社会の中で、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要であり、家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や園の果たす役割は大きく、一人ひとりに合った望ましい発達を促していくことが求められます。

子ども一人ひとりの育ちを大切にされた保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼稚園・保育所と小学校の連携を促進します。

No.	施策	内容	方向性
62	特色ある学校づくりの推進	・子どもや地域の実態に応じた創意工夫を活かした教育課程の編成による特色ある学校・園づくり	継続
		・スムーズな就学・進学のための学校・園の連携による接続期の移行支援充実と、保・幼・小・中の連携・一貫教育の深化	継続
63	地域に開かれた教育・保育環境づくり	・各保育所や地域の状況に応じた高齢者や異年齢児間の交流の促進	継続
		・保護者との定期的な懇談会の開催、学校・園だより、ホームページ等を通じた積極的な情報提供等、保護者や地域の人々の理解と協力を得られるような体制づくり	継続
		・学校・園評議員制度の効果的な活用や、学校評価に学校関係者評価を導入し結果を公表するなどといった、学校運営に保護者や地域住民の意見を取り入れるシステムの確立	継続
64	学校・幼稚園・保育所・認定こども園間の連携強化	・保育所間及び民間の認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の強化	充実
		・子どもの発達を踏まえた一貫性のある就学前教育をめざした互いの交流と連携の強化	充実
		・認可外保育施設との連携による保育サービスの実施	継続
		・パンフレット等による保護者への連携に関する情報提供	継続
65	教職員の資質向上と研修体制の確立	・計画性のある研修実施による、教員が教育の専門家として信頼される資質向上の促進	継続
		・教育委員会及び各学校・園における研修の実施による資質向上の促進	継続
66	学校・園の危機管理体制の確立	・「学校・園における安全・防犯対策の指針」及び「外来者への対応マニュアル」に基づく、教職員の防犯ホイッスル携行、門の開閉の管理徹底、校内外の巡回等の実施	継続
		・児童生徒に対する防犯ブザーの携行の徹底と保護者への理解促進	継続
		・ロールプレイング等の手法を取り入れた実践的対処法を身に付けるための防犯訓練やCAP講習会等の実施	継続

No.	施策	内容	方向性
67	保育・幼児教育の充実	・子ども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎の育成	継続
		・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等の充実による子育ての専門家としての資質向上	継続
		・保育所・幼稚園・認定こども園が互いの保育内容や指導方法の認識を深めることによる就学前教育の向上	継続

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いです。

また、子どもが健やかに成長するためには、良好な生活環境を整備し、快適に暮らせるまちづくりが求められます。

魅力あるまちにとって、子どもと一緒に安心して外出を楽しめる環境づくりが重要であることから、公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備、乳幼児に配慮した公園づくりを進めていきます。

No.	施策	内容	方向性
68	地域における見守り体制の充実	・「い～な～スマイルあいさつ運動」や他人の子どもをも叱る運動等、地域をあげて子どもたちを見守る取り組み	継続
		・青少年育成指導員等による定期的な巡回指導等の実施による、青少年の問題行動等の未然防止	継続
69	環境浄化活動の実施	・関係団体との連携による有害図書や看板等、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化への取り組み	継続
70	薬物乱用防止対策の推進	・青少年非行の中で最重要課題となっているシンナー等の薬物乱用を撲滅するための関係機関・団体が協力した総合的な防止対策の推進	継続
71	悪質な情報からの子どもの保護	・インターネット等で発信されている性的に偏った情報や悪質な犯罪行為につながる情報等に子どもが惑わされないための、インターネット・携帯電話、スマートフォンの危険性やその対策等についての啓発	継続
72	ゆとりとうるおいある住環境の整備	・美しい景観づくりや河川等の保全、美化・緑化・花いっぱい運動等による、ゆとりとうるおいある子どもの健全育成の場としての住環境の確保	継続
73	公営住宅の整備・改修	・「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づく、若年層や高齢者世帯等の幅広い世帯構成に応じた設備の更新やバリアフリー化等の居住環境の向上	継続

No.	施策	内容	方向性
74	公共交通体系の整備・充実	・地域住民や来訪者の移動手段を確保するための、定期的な路線等の見直しによるコミュニティバス（ふれあいバス）の運行実施	継続
		・地域の移動手段を確保するための公共交通の利用促進と路線の維持・確保	継続
		・町内のバス路線を運行する事業者へのノンステップバス導入のための購入費補助等の支援	継続
75	福祉のまちづくりの推進	・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、すべての人が暮らしやすいまちづくりの実施	継続
		・「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念の住民や事業主等への普及・啓発と、条例に基づく施設等の安全性・快適性に配慮した整備体制の構築	継続
	バリアフリー関連情報の提供	・町や社会福祉協議会の広報誌、パンフレット、ホームページ等を通じた公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報提供	継続
		・授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し情報を提供する	新規

(4) 子どもの安全の確保

近年、都市化の進展や住民のライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。また、インターネットの急速な普及による情報の進展により、インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る取り組みも必要となっています。

子どもを犯罪等の被害から守るためにも、地域の子どもの見守りと声かけや地域ぐるみのパトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる家等、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに、子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

また、子どもの成長とともに行動範囲は拡大することから、交通事故に遭う危険性も増加します。

子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育にも力を入れていくことが必要です。

No.	施策	内容	方向性
77	交通安全の啓発と学習機会の充実	・交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけるための、警察や交通安全指導員等との連携による、子どもや保護者、ドライバーに対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施	継続
		・PTAや地域の住民組織による交通安全指導の実施	継続
		・警察等との連携によるチャイルドシートの正しい使用方法等についての啓発	継続
78	防犯意識の啓発	・警察や防犯関係団体と連携した防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供	継続
79	学校・園における防犯対策の充実	・「学校・園における安全・防犯対策の指針」及び「外来者への対応マニュアル」に基づく学校安全の徹底	継続
		・不審者情報等を学校・園・保護者・地域・警察等で広く共有するための子どもの安全と命を守るネットワークの構築	継続
		・学校・園における防犯訓練やCAP講習会の実施と、技能を高める啓発の推進	継続
80	地域での安心・安全ネットワークづくり	・保護者、学校、地域住民、警察等の関係機関等が連携して実施する、子どもの安全確保のためのパトロール活動や校区単位で取り組む「安全マップ」の作成の推進	継続
		・PTAや青少年健全育成推進会議等が主体となって実施する「子どもをまもる110番のおうち」等による支援の推進	継続
		・子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を学校・園等に速やかに伝達できる情報の共有化と迅速な対応の促進	継続

第5章 事業量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

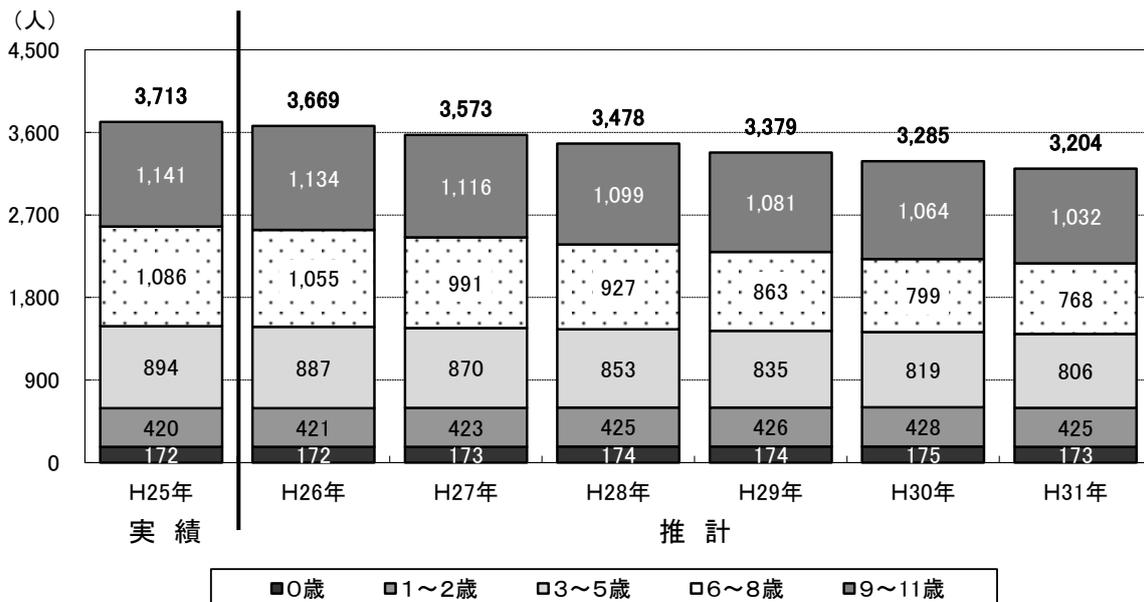
猪名川町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 児童人口推計

将来人口の推計は、第五次猪名川町総合計画策定のために行った推計結果（コーホート要因法）から、各年の児童人口を割り出しています。

【人口推計の基準年次】

- ・平成20年、平成25年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口



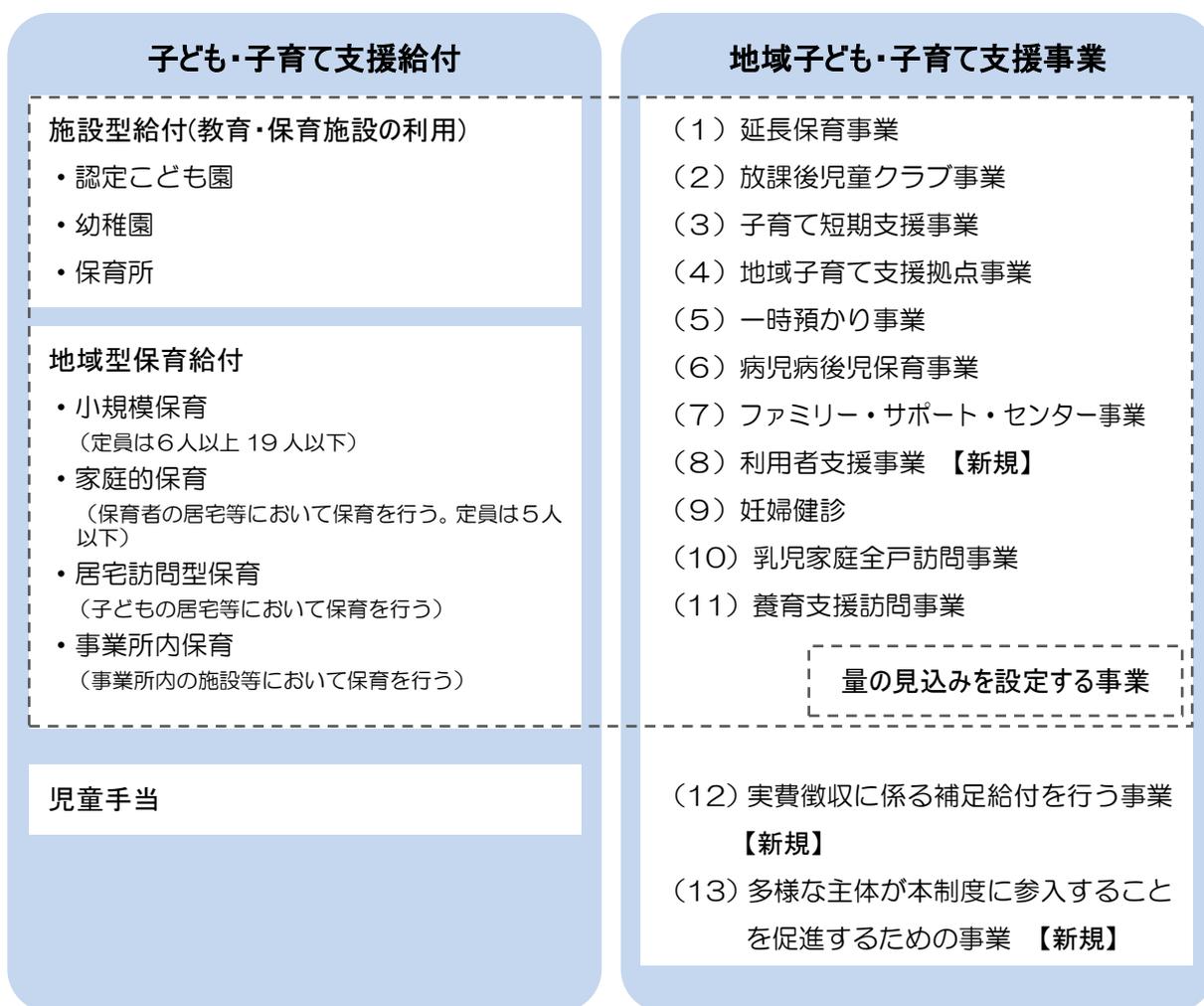
3. 新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付は、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

● 事業概要 ●

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業者内保育）のことをさします。

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

① 各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	3~5歳 人/年	728	709	714	669
2号認定 (教育ニーズ: 幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)					
2号認定 (保育ニーズ: 認定こども園及び保育所)					
1号認定、2号認定合計					
3号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳 人/年	14	19	18	20
	1・2歳 人/年	89	89	109	103

※認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)は平成27年度からの仕組みになりますが、量の見込みと比較するため、実績を認定区分ごとに整理しています。

② 量の見込み及び確保の考え方

【1号認定と2号認定（教育ニーズ）】

〈量の見込み〉

- ・ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。また、広域の利用者が流入・流出ともがあり、町外では川西市、大阪府能勢町の施設利用が見込まれます。

〈確保方策〉

- ・町内4か所の幼稚園と2か所の認定こども園で確保することとします。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

【2号認定（保育ニーズ）】

〈量の見込み〉

- ・ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

〈確保方策〉

- ・町内2か所の保育所と2か所の認定こども園で、定員の弾力化により確保します。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

【3号認定】

〈量の見込み〉

- ・3号認定（0歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられるため、対象者（0歳児）のうち、保育所（認可外含む）や認定こども園等の利用を希望する人で、育児休業明けに希望する保育所に入ることができた人を引いた量で見込みを設定します。
- ・3号認定（1・2歳）については、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量で量の見込みを設定します。また、川西市等からの町内の施設利用が見込まれています。

〈確保方策〉

- ・町内2か所の保育所と2か所の認定こども園で、定員の弾力化により確保します。
- ・さらなる需要に対して、既存施設の定員を見直し、地域型保育事業の実施を検討し、量的拡充を図るだけでなく、本町の設備及び運営基準のもと、質の確保・向上を図ります。

	単位	区分	量の見込み・確保内容(利用定員総数)					
			H27	H28	H29	H30	H31	
1号認定 (認定こども園及び幼稚園) 及び 2号認定 (教育ニーズ: 幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)	3~5歳 人/年	量の見込み	1号認定	442	434	424	416	410
			2号認定教育ニーズ	145	142	139	137	134
			広域利用:流出	▲70	▲70	▲70	▲70	▲70
			広域利用:流入	26	26	26	26	26
		①合計	543	532	519	509	500	
		②確保内容	740	740	740	740	740	
		過不足(②-①)	197	208	221	231	240	
2号認定 (保育ニーズ: 認定こども園及び保育所)	3~5歳 人/年	①量の見込み	188	184	180	177	174	
		②確保内容	300	300	300	300	300	
		過不足(②-①)	112	116	120	123	126	
3号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳 人/年	①量の見込み	28	30	30	30	30	
		②確保内容	30	30	30	30	30	
		過不足(②-①)	2	0	0	0	0	
		【参考】保育利用率	17.3%	17.2%	17.2%	17.1%	17.3%	
	1・2歳 人/年	量の見込み	3号認定	120	120	121	121	120
			広域利用:流出	0	0	0	0	0
			広域利用:流入	16	13	9	5	1
		①合計	136	133	130	126	121	
		②確保内容	138	138	138	138	138	
		過不足(②-①)	2	5	8	12	17	
		【参考】保育利用率	32.6%	32.5%	32.4%	32.2%	32.5%	

※保育利用率は0歳もしくは1・2歳の子どもの数に占める利用定員数の割合

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

● 事業概要 ●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
延長保育事業	人/年	-	202	248	245

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- 延長保育事業については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、実績の利用状況（H23～25の中で最も高い利用率 平成25年度）から量の見込みを設定します。

〈確保方策〉

- 猪名川保育園、星児園七夕、YMCAしろがね、YMCA松尾台の計4か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとしています。

延長保育時間：猪名川保育園、星児園七夕は午後6時から午後7時まで

YMCAしろがね、YMCA松尾台は午後6時から午後8時まで

- さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人/年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
延長 保育 事業	①量の見込み	228	226	224	222	219	
	② 確保 内容	実人数	228	226	224	222	219
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

● 事業概要 ●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
放課後児童クラブ事業	低学年 人／年	169	169	197	209
	高学年 人／年	0	1	3	5

※高学年の利用は特別支援教育を受ける児童のみの受け入れ

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- 低学年については、就学前児童調査、小学生児童調査からのニーズ量及び推計はいずれも、実際の利用状況を踏まえると、計画期間中に利用が見込まれると考えにくいいため、実績の利用状況（H22～25の利用率の伸び率）から量の見込みを設定します。
- 高学年については、低学年のニーズ量に対する利用実績の低さを踏まえ、就学前調査から算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

〈確保方策〉

- 低学年は見込み量が確保されている状況ですが、高学年については平成29年度から段階的に受け入れ、状況により空き教室の活用によるクラス増により見込み量の確保をめざします。

単位：人／年

			量の見込み・確保内容(利用定員総数)				
			H27	H28	H29	H30	H31
放課後児童クラブ事業	① 量の見込み	1～3年生	213	211	208	202	194
		4～6年生	69	68	67	66	64
	② 確保内容	1～3年生	213	211	208	202	194
		施設数(か所)	5	5	5	5	5
		4～6年生	0	0	35	54	64
	過不足 (②-①)	施設数(か所)	0	0	5	5	5
		1～3年生	0	0	0	0	0
	4～6年生	▲69	▲68	▲32	▲12	0	

(3) 子育て短期支援事業

● 事業概要 ●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
子育て短期支援事業	人日／年	0	4	0	0

※ショートステイ事業の利用状況のみ

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- 子育て短期支援事業については、就学前児童調査、小学生児童調査ともにニーズ量が算出されなかったものの、平成 26 年度からは町内での提供体制が整い、事業の周知が進めば利用が増加することが予想されます。そのため、ニーズ調査より、親族・知人（同居者を含む）に預けたが、非常に困難であった人もしくは「仕方なく子どもも同行させた」等で対処した人の利用意向を踏まえるとともに、児童数の減少もありますが、平成 27 年度以降も事業の周知により一定の利用があるものとして量の見込みを設定します。

〈確保方策〉

- 子育て短期支援事業については、いながわ子供の家に加えて、連携している阪神間の施設で実施し、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
子育て 短期支援 事業	①量の見込み	20	20	20	20	20	
	② 確保 内容	延べ人数	20	20	20	20	20
		施設数(か所)	2	2	2	2	2
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

● 事業概要 ●

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
地域子育て支援拠点事業	人回/月	224	260	526	604

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ・地域子育て支援拠点事業については、ここ数年で利用者が増加しており、今後も利用の増加が見込まれることから、ニーズ量から導かれる希望利用日数や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

〈確保方策〉

- ・子育て支援センター、星児園七タ、YMCA しろがねの3か所で実施することにより、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人回/月

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
地域子育て 支援拠点 事業	①量の見込み	760	764	765	769	762	
	② 確保 内容	延べ人数	760	764	765	769	762
		施設数(か所)	3	3	3	3	3
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

● 事業概要 ●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
一時預かり 事業	幼稚園在園者（1号認定）人日／年	1,247	715	882	521
	幼稚園在園者（2号認定）人日／年	7,560	9,900	13,952	18,080
	上記以外 人日／年	3,900	3,634	4,035	4,000

②量の見込み及び確保の考え方

【幼稚園在園者】

〈量の見込み〉

- 一時預かり事業の幼稚園在園者（1号認定）については、ニーズ量が現時点で幼稚園を利用していない就学前児童の利用意向も反映しているため実績より大きな数値になっています。また、幼稚園在園者（2号認定）については、幼稚園に預けながら長時間就労を想定している人すべてが利用対象者となっているため、実績より大きな数値になっています。
- 私立については実績の利用状況（H22～25の中で最も高い利用率 平成22年度）から量の見込みを設定し、公立は私立でのニーズ量に対する利用実績の率から設定しています。

〈確保方策〉

- 幼稚園在園者（1号認定、2号認定）については、認定こども園2か所で実施しており、さらに今後、公立幼稚園における事業の実施を検討し、平成31年度までに確保をめざします。

【上記以外】

〈量の見込み〉

- 上記以外の一時預かり事業は、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられるため、利用の中心となる0～2歳児のニーズ量を量の見込みとして設定します。

〈確保方策〉

- すべての保育所とファミリー・サポート・センターで実施し、平成29年度までにニーズに対する不足を解消します。

	単位	区分		量の見込み・確保内容					
				H27	H28	H29	H30	H31	
幼稚園 在園者	公立 3~5歳 人/年	見 込 み の 量	1号認定	2,720	2,668	2,611	2,561	2,520	
			2号認定教育ニーズ	6,032	5,914	5,789	5,678	5,588	
		①合計		8,752	8,582	8,400	8,239	8,108	
		②確保内容		0	0	3,000	6,000	8,108	
		過不足(②-①)		▲8,752	▲8,582	▲5,400	▲2,239	0	
	私立 3~5歳 人/年	①量の見込み(1号認定)		1,018	998	977	958	943	
		②確保内容		1,018	998	977	958	943	
		過不足(②-①)		0	0	0	0	0	
	上記以外	0~5歳 人/年	①量の見込み		6,748	6,702	6,641	6,599	6,520
			② 確 保 内 容	一時預かり事業 (在園児対象型以外)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
子育て援助活動支 援事業(病児・緊急対 応強化事業を除く)				2,000	2,000	2,141	2,099	2,020	
過不足(②-①)			▲248	▲202	0	0	0		

(6) 病児病後児保育事業

● 事業概要 ●

病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

①各年度の実績

町内での病児病後児保育事業の提供実績はありません。

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ・量の見込みについては、ニーズ量をみると、児童人口規模からみても川西市等の県内他市町の利用状況より大きな数値が算出されています。そのため、病児病後児保育の利用を希望する人のうち日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人がいる人を除外した量を見込むこととします。

〈確保方策〉

- ・病児病後児保育事業については、町内に提供事業所がない状況です。保育所併設型、病院併設型等実施形態により利用状況も異なり、場所や人材の確保等、実施における検討課題も多いことから整備の方向性を十分に検討していきます。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
病児病後児 保育事業	①量の見込み	188	186	184	182	180	
	② 確保 内容	延べ人数	0	0	0	0	180
		施設数(か所)	0	0	0	0	1
	過不足(②-①)		▲188	▲186	▲184	▲182	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

● 事業概要 ●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
ファミリー・サポート・センター事業	低学年 人日／年	6	42	92	65
	高学年 人日／年	8	15	73	28

※実績は利用者年齢ごとにとりまとめていないため、活動内容ごとに低学年、高学年に分けている
 低学年: 児童育成クラブ終了後預かり、放課後預かり、児童育成クラブ迎え、保育所・学校等休み時、保護者の病気・急用等、登校・児童育成クラブ前預かり
 高学年: 習い事

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ファミリー・サポート・センター事業については、川西市と共同実施しています。低学年では実績がありますがニーズ量がなく、一方、高学年のニーズ量は大きく算出されているため、事業の利用実績（H22～25の中で最も高い利用率 平成24年度）から算出された推計値を量の見込みとして設定します。

〈確保方策〉

- 今後も川西市と共同実施により、量の見込みを確保します。
- さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位: 人日／年

			量の見込み・確保内容				
			H27	H28	H29	H30	H31
ファミリー・サポート・センター事業	① 量の見込み	1～3年生	81	76	70	65	63
		4～6年生	72	71	70	69	67
	② 確保内容	1～3年生	81	76	70	65	63
		4～6年生	72	71	70	69	67
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

● 事業概要 ●

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

①各年度の実績

平成 27 年度からの新規事業であるため、実績はありません。

【参考】就学前児童調査結果より

『地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからない』

…7.6% (就学前児童)

…3.7% (小学生児童)

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ・利用者支援事業については、就学前児童調査では地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからない人が少なからずおり、事業の周知により利用の増加が見込まれます。

〈確保方策〉

- ・より多くの相談に対応できるよう、子育て支援センターを総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて計画期間を通じて1か所を設定します。また、利用者支援専門員を配置します。

単位：か所

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援事業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健診

●事業概要●

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
妊婦健診	人/年	188	173	164	199

※新規申請者のみの値

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ・該当年度の翌年度の0歳児人口をもとに、年度をまたいで受診する人数を勘案して算出した量の見込みを設定します。

〈確保方策〉

- ・妊婦健診については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
妊婦健診	量の見込み(人/年)	319	319	321	317	310
	確保の内容	[実施場所] 医療機関 [実施機関] 猪名川町 [委託団体] 県医師会 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査(血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等) [実施時期] 妊娠初期より妊娠 23 週まで:4週間に1回 妊娠 24 週より妊娠 35 週まで:2週間に1回 妊娠 36 週以降分娩まで:1週間に1回				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

● 事業概要 ●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
乳児家庭全戸訪問事業	人/年 (実施率)	224 (90%)	172 (92%)	166 (95%)	178 (93%)

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ・該当年度の0歳児人口を量の見込みとして設定します。

〈確保方策〉

- ・生後4か月までの赤ちゃんに対し、助産師もしくは保健師が訪問し、育児不安の早期発見につなげます。
- ・里帰り滞りしている場合、希望があれば訪問します。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
乳児家庭 全戸訪問 事業	量の見込み(人/年)	173	174	174	175	173
	確保の内容	[実施体制] 助産師4人、保健センター職員(保健師)5人 [実施場所] 対象者宅 [検査項目] 体重、頭囲、胸囲、発達、発育状況の確認 [実施時期] 通年、生後4か月以内				

(11) 養育支援訪問事業

●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
養育支援訪問事業	人/年	—	—	—	21

※養育訪問支援事業は実施していないため、要保護児童数を記載していません

②量の見込み及び確保の考え方

〈量の見込み〉

- ・平成 25 年度の要保護児童数を平成 27 年度以降の対象者数として設定します。

〈確保方策〉

- ・支援が必要な子どもや家庭に対し適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
養育支援訪問事業	量の見込み(人/年)	21	21	21	21	21
	確保の内容	[実施体制] 2人 [実施場所] 対象者宅 [実施機関] 猪名川町				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

●事業概要●

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

①確保の考え方

対象となる世帯の把握に努め、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

●事業概要●

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

①確保の考え方

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性等を主な観点として、事業者と協議を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の基本理念である「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」をめざすためには、住民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介等に努めます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会等の地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

2. 計画の進捗管理

本計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「猪名川町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体等から得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。

資料編

1. 用語解説

	語句	解説
イ	育児休業	労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前の子どもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮等(3歳未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。
カ	かかりつけ医	家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談等を行える医師。
	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に設けられている相談・指導等を行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。
キ	教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。
ケ	ケーススタディ	具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則性等を究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。
コ	合計特殊出生率	合計特殊出生率=(母の年齢別出生数÷年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。
	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。
	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。
	子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
	コーディネート	子育て家庭が身近に思える場所で、子育て家庭が抱える課題を包括的に把握、予測した上で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発することを意味するコーディネート機能を継続的に行う。
	コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。

	語句	解説
シ	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている法律。 また、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。(平成 26 年 4 月 23 日施行)
	児童館	児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。
	児童虐待	身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待等、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
	少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。
	食育	平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。
ス	スクールソーシャルワーカー	子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士等福祉のプロが担うことが多い。
タ	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
	タイムマネジメント	目標を達成するために時間を有効活用し、仕事を効果的・効率的に進めるための技術のことを指す。
ニ	認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談等の子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。
ノ	ノーマライゼーション	障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。
ハ	バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
ヒ	兵庫県福祉のまちづくり条例	平成 4 年 10 月 9 日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。

	語 句	解 説
ミ	民生委員・児童委員	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。
ユ	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
ラ	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。
ワ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。
	ワンストップサービス	各種手続きの申し込みから完了まで全てを1か所で済ませることができるサービス形態のこと。
C	CAP	Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の頭文字をとったもので、子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムのこと。

2. 猪名川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、猪名川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 会議は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者又は事業主

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が必要と認める者

4 委員の数は、男女いずれか一方が委員の総数の10分の3以上とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、生活部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3. 猪名川町子ども・子育て会議委員名簿

(任期:2年 平成27年11月7日まで)

区分	氏名	団体名	備考
学識経験者	上中 修	関西学院大学(教育学部)	会長
関係行政 職員	木下 浩昭	兵庫県川西こども家庭センター	副会長: 平成 26 年3月 31 日まで
	生安 衛		副会長: 平成 26 年4月 1日から
学識経験者	橋本 真紀	関西学院大学(教育学部)	
医師会代表	田上 久樹	川西市医師会	
子どもの 保護者	北島 洋子	幼稚園代表保護者	
	境 依子	未就園児代表保護者	
	三宅 さやか	保育園代表保護者	
教育・子育て 支援従事者	西川 泰行	YMCAしろがね幼稚園	
	椎野 正明	星児園 七夕	
	松原 美香	町立幼稚園代表	
	荒井 肇	町立猪名川保育園	
	保木 かほる	町立子育て支援センター	平成 26 年6月 30 日まで
	谷 秀三		平成 26 年7月 1日から

4. 猪名川町子ども・子育て会議開催状況

	開催日	協議事項
第1回	平成 25 年 11 月 8 日	子育て施策の状況について 子ども・子育て支援新制度について 子ども・子育て支援アンケートについて
第2回	平成 26 年 3 月 24 日	ニーズ調査結果について ニーズ量見込みの考え方について
第3回	平成 26 年 5 月 8 日	教育・保育の提供区域の設定について ニーズ量からの見込み量の検討について
第4回	平成 26 年 8 月 7 日	量の見込み・確保方策について 子ども・子育て支援新制度関係条例案について 子ども・子育て支援事業計画について
第5回	平成 26 年 11 月 20 日	子ども・子育て支援事業計画について
第6回	平成 27 年 3 月 16 日	子ども・子育て支援事業計画について

5. パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集の概要

- ① 意見募集方法 町ウェブサイトの掲載、福祉課で閲覧
- ② 意見募集期間 平成 27 年 1 月 15 日～平成 27 年 2 月 14 日
- ③ 意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、Eメール

(2) 意見募集の結果

意見提出はありませんでした。

猪名川町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 平成 27 年3月

発行・編集 : 猪名川町福祉課

住 所 : 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

T E L : (072)766-8701 F A X : (072)766-8895



©猪名川町 2009